

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

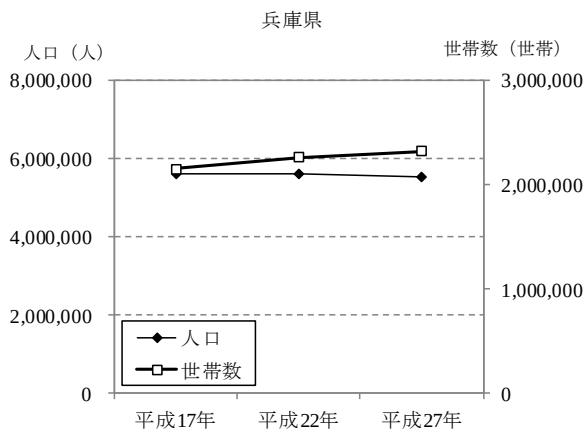
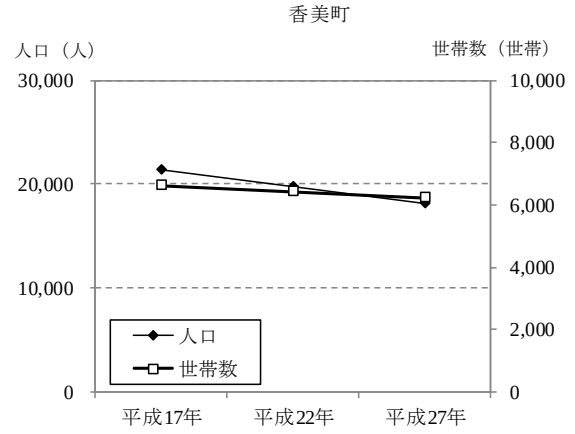
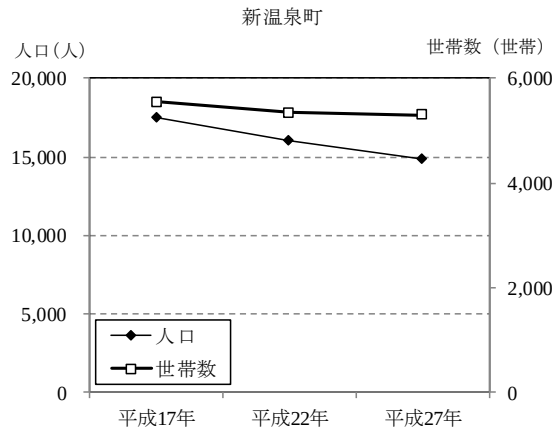
1. 人口の状況

新温泉町、香美町及び兵庫県の人口及び世帯数の推移は第 3.2-1 表及び第 3.2-1 図のとおりである。

第 3.2-1 表 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

区分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総数	男	女	
新温泉町	平成 17 年	17,467	8,254	9,213	5,544
	平成 22 年	16,004	7,529	8,475	5,342
	平成 27 年	14,819	7,007	7,812	5,291
香美町	平成 17 年	21,439	10,178	11,261	6,630
	平成 22 年	19,696	9,364	10,332	6,449
	平成 27 年	18,070	8,659	9,411	6,228
兵庫県	平成 17 年	5,590,601	2,680,288	2,910,313	2,146,488
	平成 22 年	5,588,133	2,673,328	2,914,805	2,255,318
	平成 27 年	5,534,800	2,641,561	2,893,239	2,315,200

〔「平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕



〔「平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査」(総務省統計局) より作成〕

第 3. 2-1 図 人口及び世帯数の推移

2. 産業の状況

新温泉町、香美町及び兵庫県の産業別就業者数は第 3.2-2 表のとおりである。平成 27 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は新温泉町及び香美町ともに第三次産業の占める割合が高い。

第 3.2-2 表 産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、斜字：％）

産業	新温泉町	香美町	兵庫県
第一次産業	1,184 (16.0)	1,124 (12.7)	48,098 (2.0)
農 業	911	759	42,356
林 業	43	38	1,170
漁 業	230	327	4,572
第二次産業	1,782 (24.0)	2,490 (28.2)	609,949 (25.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	1	4	339
建 設 業	936	881	155,874
製 造 業	845	1,605	453,736
第三次産業	4,421 (59.6)	5,200 (58.9)	1,685,535 (69.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	34	33	13,045
情報通信業	33	35	53,900
運輸業、郵便業	168	233	135,322
卸売、小売業	931	1,164	394,053
金融、保険業	108	131	58,881
不動産業、物品賃貸業	19	25	55,339
学術研究、専門・技術サービス業	175	141	82,544
宿泊業、飲食サービス業	662	758	135,562
生活関連サービス業、娯楽業	236	257	86,822
教育、学習支援業	367	435	121,209
医療、福祉	866	995	309,248
複合サービス事業	164	237	17,201
サービス業（他に分類されないもの）	362	347	146,289
公 務	296	409	76,120
分類不能の産業	29 (0.4)	17 (0.2)	100,204 (4.1)
総 数	7,416	8,831	2,443,786

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。
2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔「平成 27 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

(1) 農業

新温泉町、香美町及び兵庫県の販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は第 3.2-3 表のとおりである。

平成 27 年における販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は新温泉町及び香美町ともに稲が最も多くなっている。

第 3.2-3 表 販売目的の農作物作付（栽培）経営体数
（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

種類	新温泉町	香美町	兵庫県
稲	718	539	38,534
麦類	—	—	579
雑穀	20	6	573
いも類	30	23	1,921
豆類	114	56	6,245
工芸農作物	1	3	329
野菜類	62	76	11,286
花き類・花木	22	9	1,342
その他の作物	5	8	826

注：「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015年農林業センサス」（農林水産省HP、閲覧：平成30年1月）より作成〕

(2) 林業

新温泉町、香美町及び兵庫県の所有形態別林野面積は第 3.2-4 表のとおりである。

平成 27 年における林野面積は、新温泉町では 20,104ha、香美町では 31,746ha となっている。

第 3.2-4 表 所有形態別林野面積（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区分	林野面積計	国有林			民有林			
		小計	林野庁	その他官庁	小計	独立行政法人等	公有	私有
新温泉町	20,104	1,452	1,452	—	18,652	1,338	3,165	14,149
香美町	31,746	2,030	2,024	6	29,716	5,001	7,108	17,607
兵庫県	561,801	29,807	28,414	1,393	531,994	30,222	71,141	430,631

注：「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015年農林業センサス」（農林水産省HP、閲覧：平成30年1月）より作成〕

(3)水産業

新温泉町、香美町及び兵庫県の主要な漁業種類別漁獲量は第 3.2-5 表、魚種別漁獲量は第 3.2-6 表のとおりである。

平成 27 年度における漁獲量の総数は、新温泉町では 4,670t、香美町では 6,036t となっている。

第 3.2-5 表 主要な漁業種類別漁獲量（平成 27 年）

（単位：t）

種類	新温泉町	香美町	兵庫県
沖合底びき網 1 そうびき	4,121	3,096	9,690
沖合底びき網 2 そうびき	—	—	—
小 型 底 び き 網	—	—	8,428
船 び き 網	—	—	22,698
中 小 型 ま き 網	—	—	5,005
さ け ・ ま す 流 し 網	—	—	—
か じ き 等 流 し 網	—	—	—
そ の 他 の 刺 網	x	1	1,359
さ ん ま 棒 受 網	—	—	—
大 型 定 置 網	x	x	649
小 型 定 置 網	—	—	620
そ の 他 の 網 漁 業	—	x	x
遠 洋 ま ぐ ろ は え 縄	—	x	x
近 海 ま ぐ ろ は え 縄	—	—	—
沿 岸 ま ぐ ろ は え 縄	—	—	—
そ の 他 の は え 縄	x	—	183
近 海 い か 釣	320	—	320
沿 岸 い か 釣	134	116	311
ひ き 網 釣	2	—	597
そ の 他 の 釣	22	26	464
採 貝 ・ 採 藻	52	70	227
そ の 他 の 漁 業	10	2,413	3,685
計（実数）	4,670	6,036	54,410

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 27 年）」（農林水産省 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）より作成〕

第 3.2-6 表 魚種別漁獲量（平成 27 年）

（単位：t）

種類	新温泉町	香美町	兵庫県
まぐろ類	1	2	4
かじき類	—	x	1
かつお類	0	0	x
さめ類	—	x	x
さけ・ます類	0	0	0
このしろ	—	0	31
にしん類	—	—	—
いわし類	0	6	15,695
あじ類	2	214	1,736
さば類	0	29	358
さんま	—	—	—
ぶり類	4	34	236
ひらめ・かれい類	495	611	2,818
たら類	24	74	116
ほっけ	—	—	—
きちじ	—	—	—
はたはた	1,057	1,060	2,608
にぎす類	11	198	269
あなご類	2	18	215
たちうお	—	0	509
たい類	17	20	1,255
いさき	1	0	5
さわら類	2	9	439
すずき類	1	10	719
いかなご	—	—	10,792
あまだい類	—	0	1
ふぐ類	1	2	72
その他の魚類	82	166	4,055
えび類	236	94	1,017
かに類	425	2,774	3,559
おきあみ	—	—	—
貝類	85	101	466
いか類	2,202	576	4,701
たこ類	11	23	2,210
うに類	0	—	20
海産ほ乳類	—	—	—
その他の水産動物類	3	3	408
海藻類	9	14	80
漁獲量合計	4,670	6,036	54,410

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「0」は単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 27 年）」（農林水産省）
HP、閲覧：平成 30 年 1 月〕より作成

(4) 商業

新温泉町、香美町及び兵庫県の実業の状況は第 3.2-7 表のとおりである。

平成 25 年の年間商品販売額は、新温泉町では 12,470 百万円、香美町は 15,148 百万円となっている。

第 3.2-7 表 商業の状況

業種	区分	新温泉町	香美町	兵庫県
卸売業	事業所数（事業所）	22	31	9,329
	従業者数（人）	113	94	78,838
	年間商品販売額（百万円）	2,787	1,920	7,150,659
小売業	事業所数（事業所）	161	248	32,220
	従業者数（人）	757	831	247,285
	年間商品販売額（百万円）	9,683	13,228	4,957,277
合計	事業所数（事業所）	183	279	41,549
	従業者数（人）	870	925	326,123
	年間商品販売額（百万円）	12,470	15,148	12,107,936

注：事業所及び従業者数は平成 26 年 7 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 25 年 1 年間の数値である。

〔「平成 26 年商業統計」（経済産業省 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）より作成〕

(5) 工業

新温泉町、香美町及び兵庫県の実業の状況は第 3.2-8 表のとおりである。

平成 26 年における製造品出荷額等は、新温泉町では 844,361 万円、香美町では 1,897,610 万円となっている。

第 3.2-8 表 工業の状況（従業者 4 人以上）

区分	新温泉町	香美町	兵庫県
事業所数（事業所）	26	83	8,710
従業者数（人）	591	1,457	350,429
製造品出荷額等（万円）	844,361	1,897,610	1,488,835,591

注：事業所及び従業者数は平成 26 年 12 月 31 日現在、製造品出荷額等は平成 26 年 1 年間の数値である。

〔「平成 26 年工業統計調査」（経済産業省 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）より作成〕

3. 2. 2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

新温泉町及び香美町の土地利用の状況は、第 3.2-9 表及び第 3.2-2 図のとおりである。

第 3.2-9 表 地目別土地利用の現況

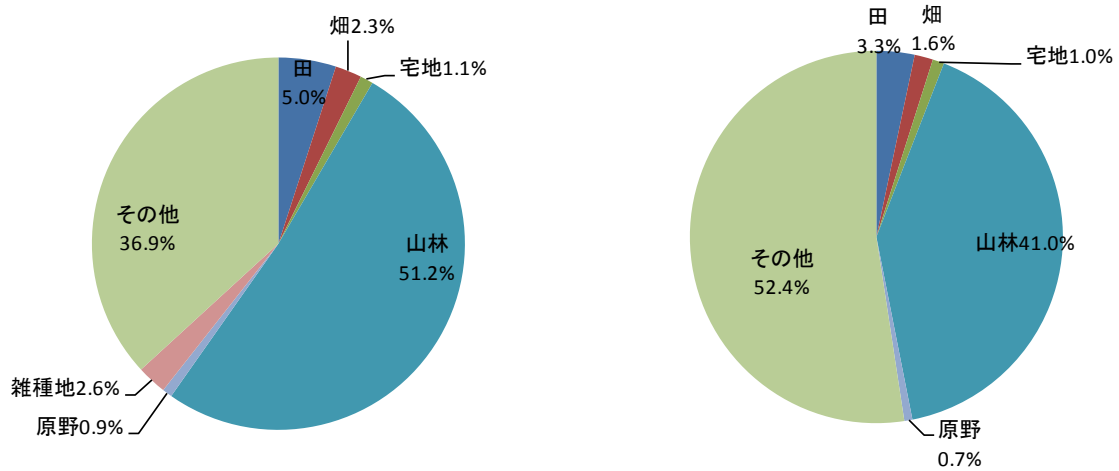
(単位：km²、() 内は%)

市町	総 数	田	畑	宅 地	池・沼	山林	原野	雑種地	その他
新温泉町	241.01 (100)	12.03 (5.0)	5.54 (2.3)	2.71 (1.1)	— (0.0)	123.71 (51.2)	2.05 (0.9)	6.23 (2.6)	88.74 (36.9)
香美町	368.77 (100)	12.23 (3.3)	5.91 (1.6)	3.57 (1.0)	— (0.0)	151.33 (41.0)	2.68 (0.7)	— (0.0)	190.44 (52.4)

注：1. 「—」は出典に記載がないものを示す。

2. 新温泉町は平成 29 年度、香美町は平成 27 年度の値を示す。

「新温泉町統計要覧 ー2017（平成 29）年ー」（新温泉町、平成 29 年）
「香美町平成 28（2016 年）統計データ」（香美町、平成 29 年）より作成



「新温泉町統計要覧 平成 29 年度」（新温泉町、平成 29 年）
「香美町統計データ」（香美町、平成 29 年）より作成

第 3.2-2 図 地目別土地利用の現況

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用基本計画に基づく地域の指定状況

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲の都市地域は第 3.2-3 図のとおりであり、対象事業実施区域の北側に都市地域が分布している。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲の農業地域は第 3.2-4 図のとおりであり、対象事業実施区域には農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲の森林地域は第 3.2-5 図のとおりであり、対象事業実施区域には森林地域が分布している。

(2) 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域

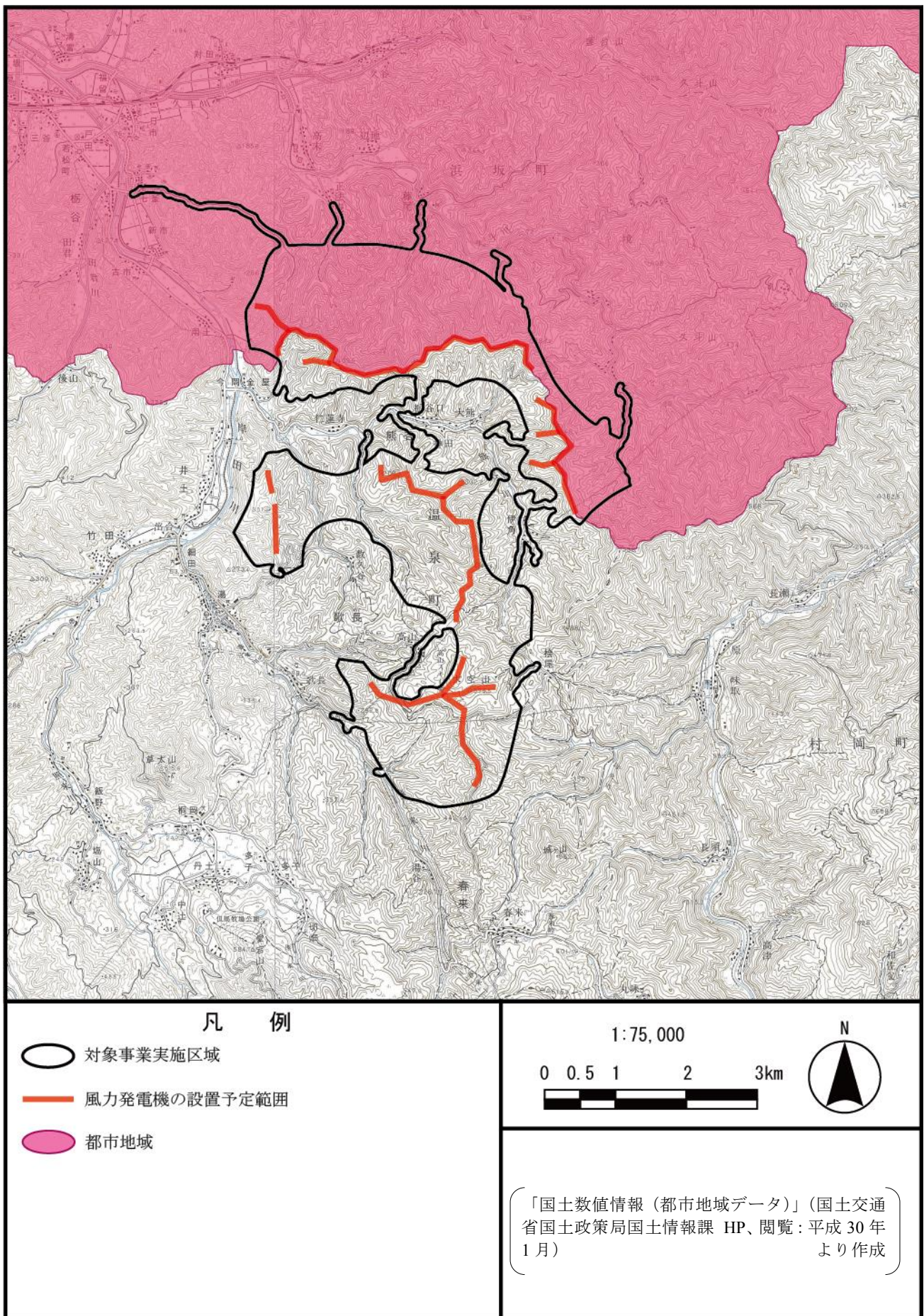
対象事業実施区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：平成 27 年 9 月 4 日）に基づき定められた、農業振興地域整備計画における農用地区域は第 3.2-4 図のとおりであり、対象事業実施区域には農用地区域が分布している。

(3) 地域森林計画

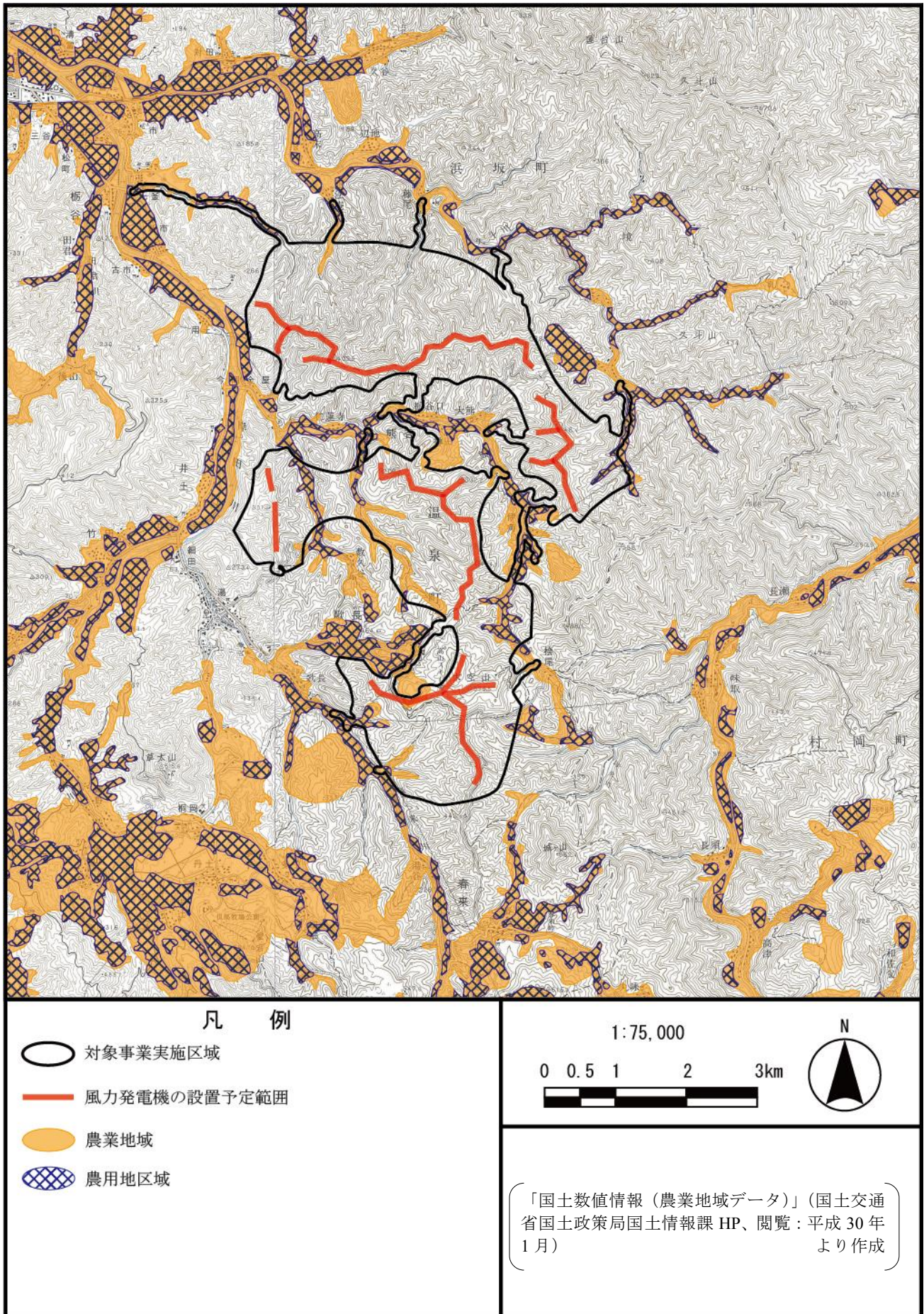
対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき定められた、地域森林計画における地域森林計画対象民有林は第 3.2-5 図のとおりであり、対象事業実施区域には地域森林計画対象民有林が分布している。

(4) 都市計画用途地域

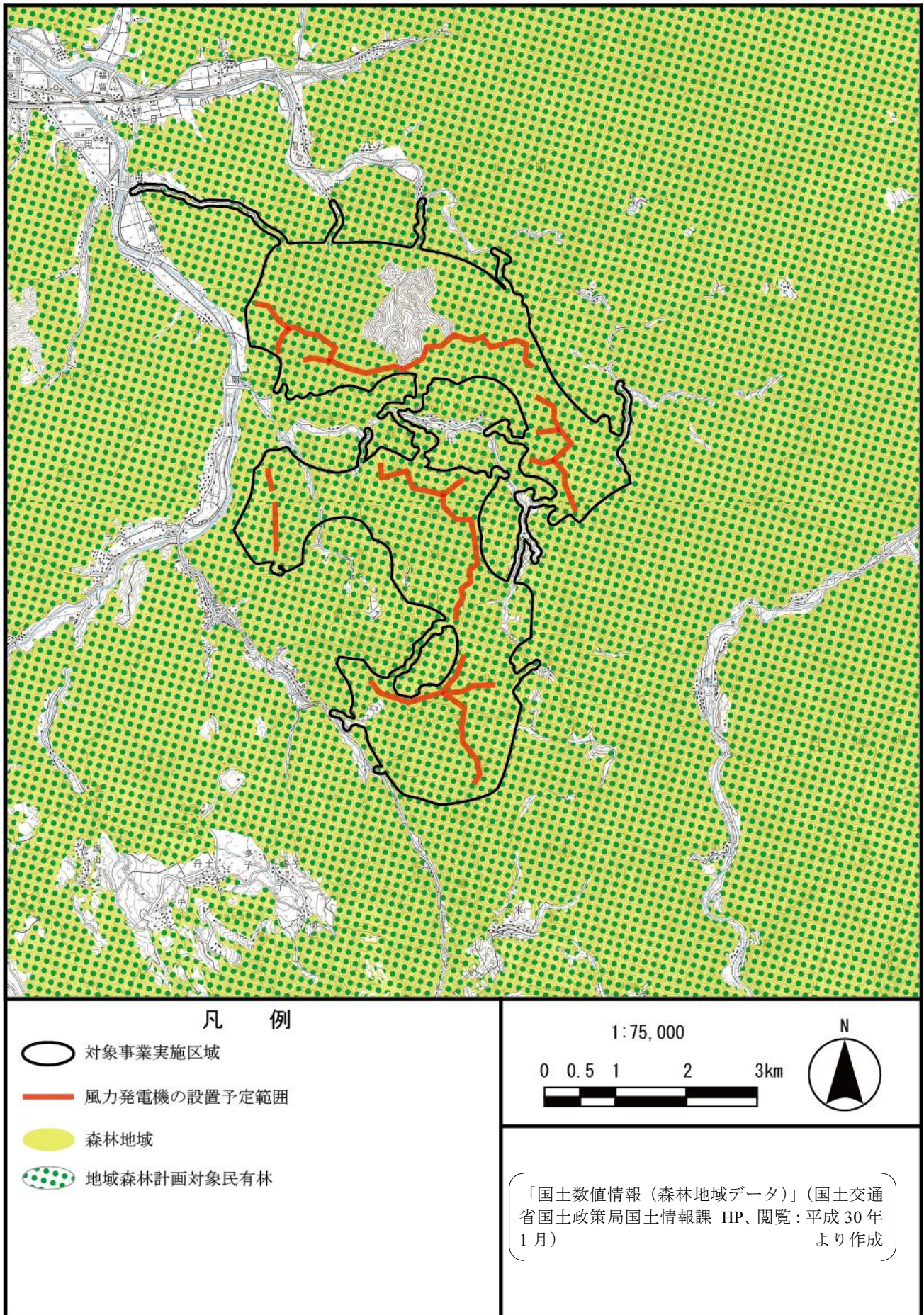
「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく用途地域は事業実施区域及びその周辺に分布していない。



第 3.2-3 図 土地利用基本計画図（都市地域）



第 3.2-4 図 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域



第 3.2-5 図 土地利用基本計画図（森林地域）及び地域森林計画対象民有林

3. 2. 3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼並びに地下水の利用状況

(1) 水道用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における上水道の取水状況は第 3.2-10 表のとおりであり、取水地点は第 3.2-6 図のとおりである。簡易水道の統合により、平成 29 年 4 月に上水道事業のみとなっている。

第 3.2-10 表 平成 28 年度の年間取水量

エリア No.	取水地点名	原水の種別	取水量 (m ³ /年)
①	浜坂中央	浅井戸	901,588
②	温泉中央 (竹田)	浅井戸	553,527
③	数久谷	湧水	13,159
④	熊谷	湧水	31,926
⑤	高山	湧水	5,374
⑥	伊角	湧水	4,654
⑦	久斗山	表流水	11,941
⑧	境	浅井戸	2,466
⑨	大味・中小屋	表流水	2,620
⑩	照来 (切畑)	湧水	35,153
	照来 (中辻)		64,822
	深山		69,977
⑪	春来	湧水・浅井戸	54,371
⑫	味取浄水場	浅井戸	24,125

新温泉町上下水道課及び香美町上下水道課へのヒアリング (平成 30 年 1 月) により作成

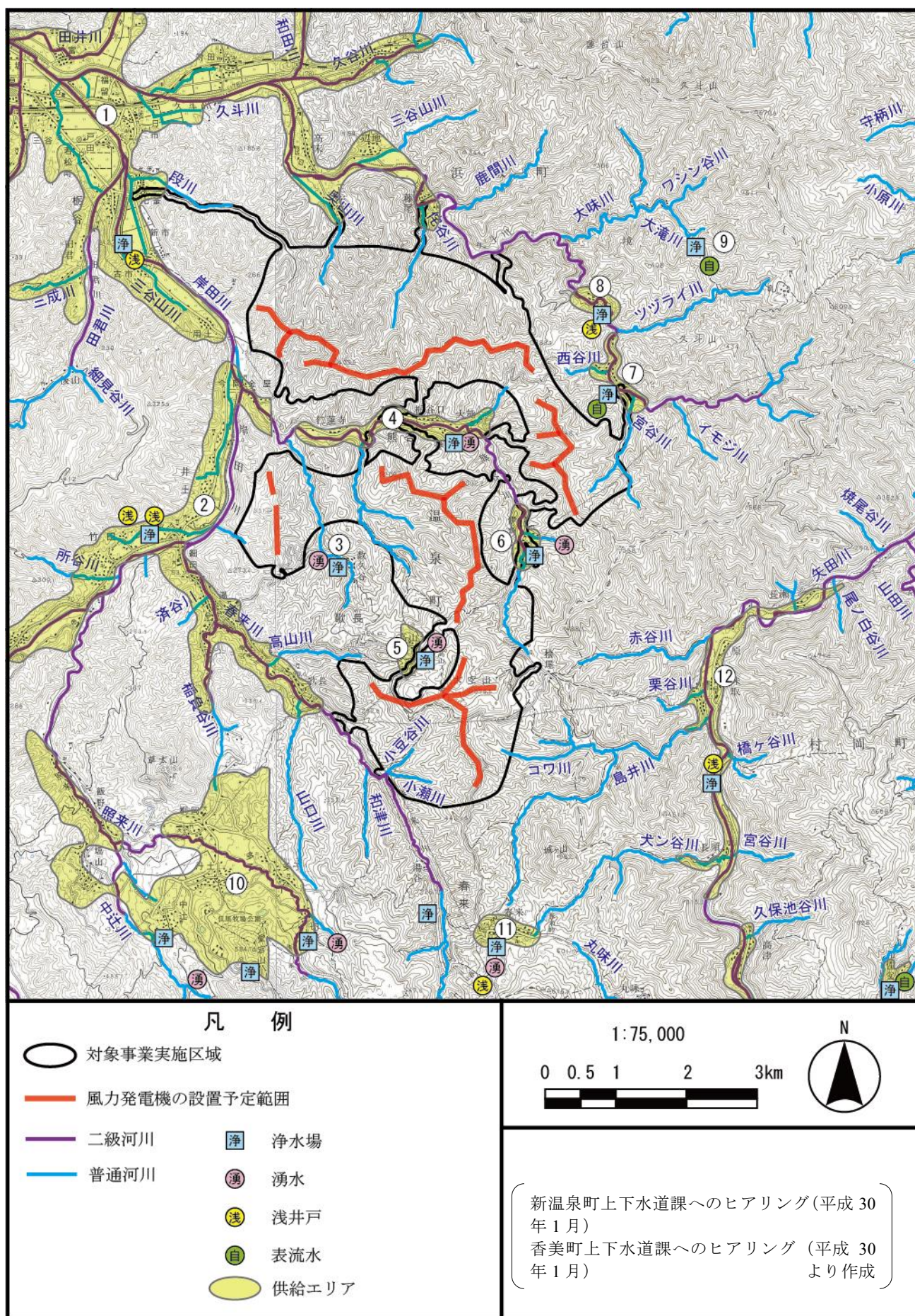
(2) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川には第 3.2-11 表及び第 3.2-7 図のとおり漁業権が設定されている。

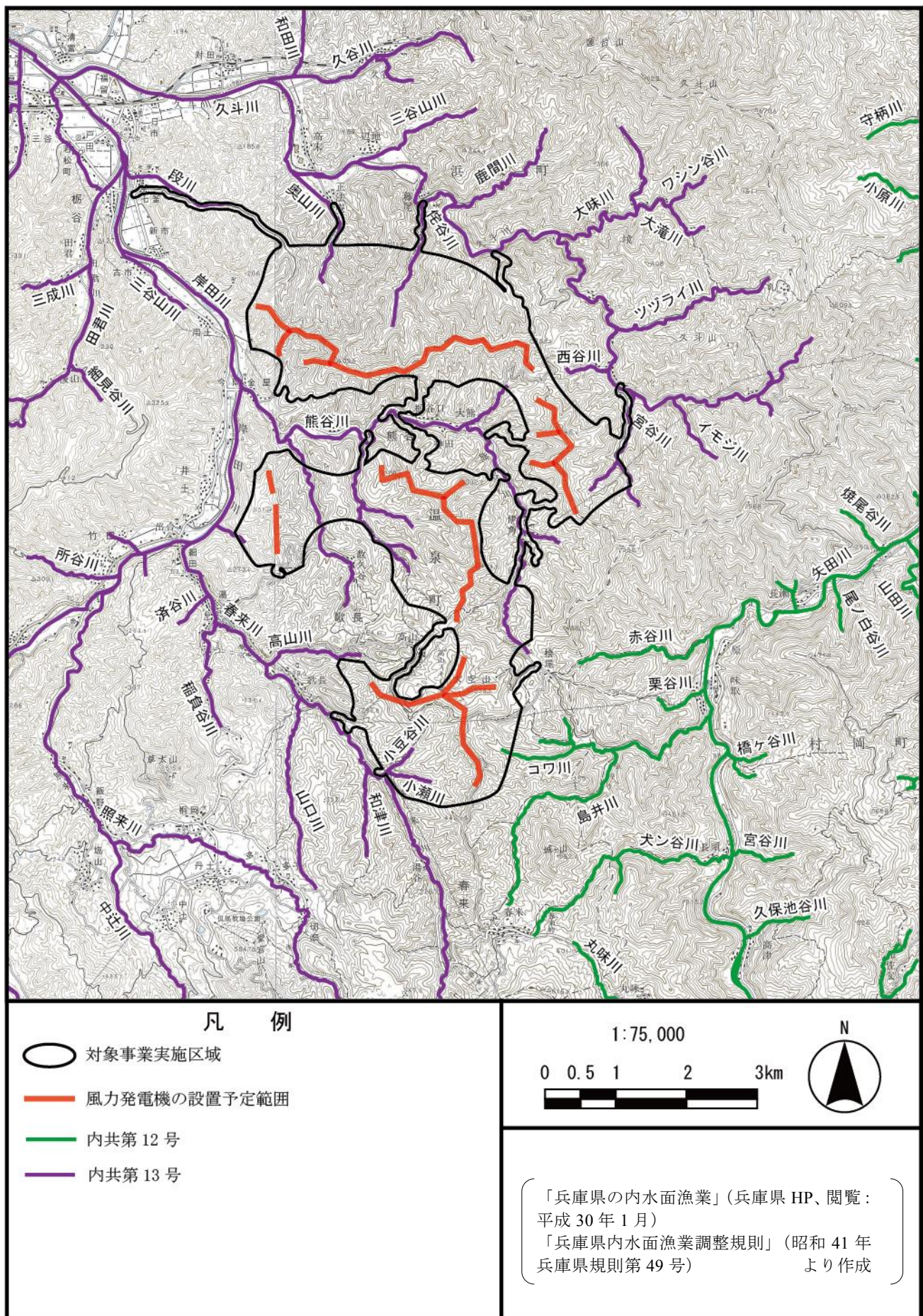
第 3.2-11 表 内水面漁業権の内容

免許番号	魚 種	期 間
内共第 12 号 (矢田川)	あゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
	こい、ふな、うなぎ、にじます	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	やまめ、いわな、さくらます	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
	もくずがに	8 月 1 日から 12 月 31 日まで
内共第 13 号 (岸田川)	あゆ	6 月 1 日から 9 月 30 日まで
	いわな、やまめ、さくらます	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
	こい、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	もくずがに	8 月 1 日から 12 月 31 日まで

「矢田川漁業協同組合共同漁業権遊漁規則」(平成 25 年兵庫県告示第 1146)
「岸田川漁業協同組合内共第 13 号第 5 種共同漁業権遊漁規則」(平成 25 年兵庫県告示第 1146 号) により作成



第 3.2-6 図 上水道の取水地点



第 3.2-7 図 漁業権の設定状況

2. 海域の利用状況

(1) 港湾の利用

対象事業実施区域及びその周囲に海域はない。

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は第 3.2-8 図のとおりであり、一般国道 9 号、県道 549 号（久斗山今岡線）、県道 550 号（熊谷味取線）、県道 561 号（湯谷和田線）等があげられる。平成 27 年度の交通量調査結果は第 3.2-12 表のとおりである。

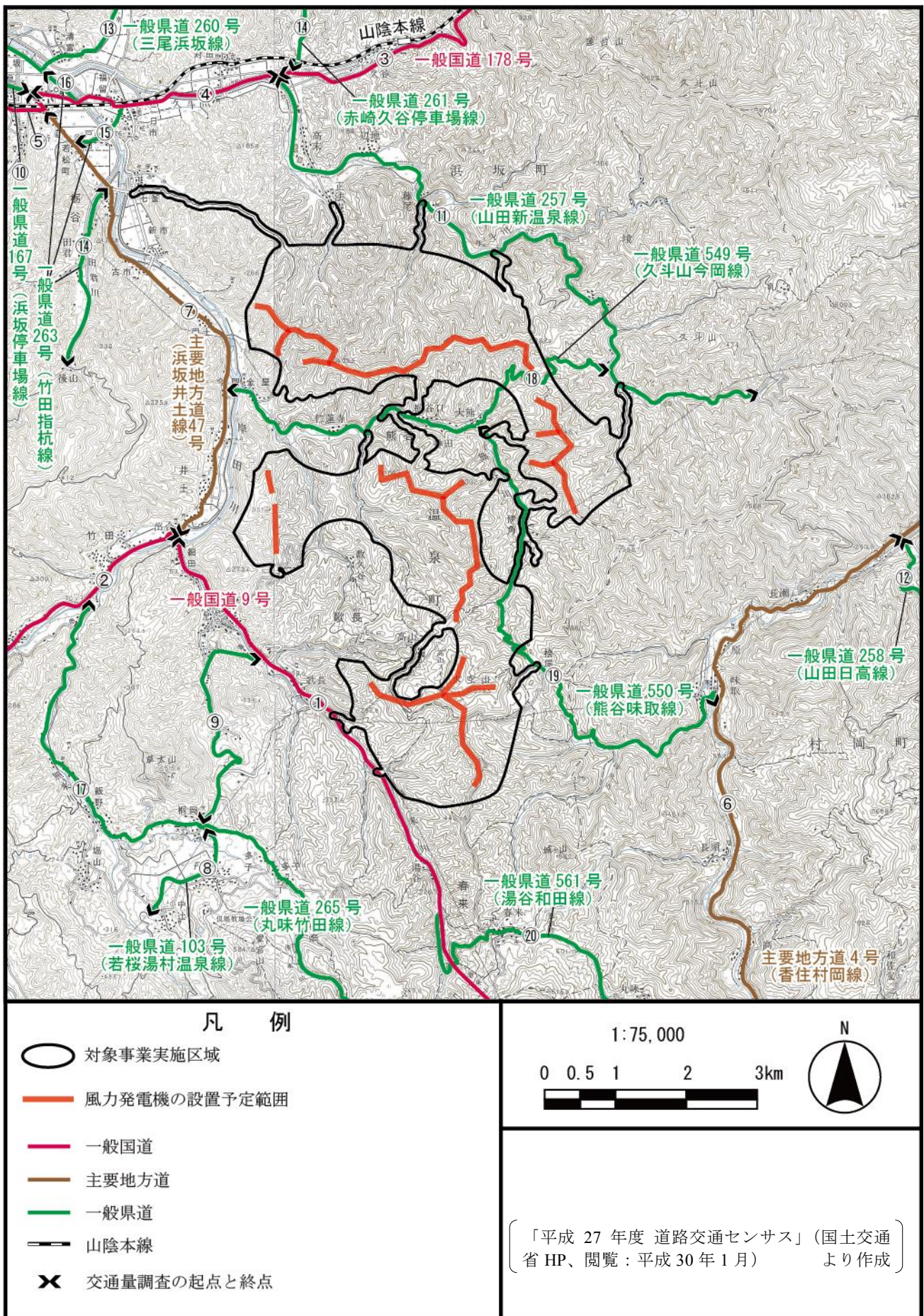
また、対象事業実施区域及びその周囲における鉄道は、山陰本線が敷設されている。

第 3.2-12 表 主要道路の交通状況（平成 27 年）

（単位：台）

路線名	番号	交通量観測地点	交通量 (昼間 12 時間)	交通量 (24 時間)
一般国道 9 号	1	香美町・新温泉町境～浜坂井土線	4,315	5,350
	2	浜坂井土線～岸田諸寄線	5,061	6,276
一般国道 178 号	3	香美町・新温泉町境～山田新温泉線	4,090	4,840
	4	山田新温泉線～浜坂停車場線	5,846	7,483
	5	浜坂停車場線～諸寄停車場線	4,780	6,166
主要地方道 4 号 (香住村岡線)	6	山田日高線～川会入江線	1,366	1,667
主要地方道 47 号 (浜坂井土線)	7	一般国道 178 号～一般国道 9 号	8,473	10,930
一般県道 103 号 (若桜湯村温泉線)	8	～丸味竹田線	690	835
	9	丸味竹田線～一般国道 9 号	1,142	1,428
一般県道 167 号 (浜坂停車場線)	10	浜坂港浜坂停車場線～国道 178 号	5,591	7,212
一般県道 257 号 (山田新温泉線)	11	～一般国道 178 号	652	743
一般県道 258 号 (山田日高線)	12	香住村岡線～	176	232
一般県道 260 号 (三尾浜坂線)	13	赤崎久谷停車場線～浜坂港浜坂停車場線	565	684
一般県道 261 号 (赤崎久谷停車場線)	14	三尾浜坂線～一般国道 178 号	422	528
一般県道 263 号 (竹田指杭線)	15	浜坂井土線～一般国道 178 号	3,666	4,692
	16	—	2,377	3,019
一般県道 265 号 (丸味竹田線)	17	香美町・新温泉町境～一般国道 9 号	375	476
一般県道 549 号 (久斗山今岡線)	18	山田新温泉線～熊谷味取線	315	381
一般県道 550 号 (熊谷味取線)	19	久斗山今岡線～香住村岡線	799	959
一般県道 561 号 (湯谷和田線)	20	一般国道 9 号～丸味竹田線	846	1,015

- 注：1. 表中の番号は、第 3.2-8 図中の番号に対応する。
2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。
12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時
24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時
3. 12 時間の斜体字は平成 17 年度交通量と平成 17 年度及び平成 22 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。
4. 24 時間の斜体字は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。
5. 「—」は出典に記載のなかったことを示す。
〔「平成 27 年度 道路交通センサス」(国土交通省 HP、閲覧：平成 30 年 1 月) より作成〕



第 3.2-8 図 主要交通網

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、第 3.2-13 表及び第 3.2-9 図のとおりである。なお、対象事業実施区域には、これらの環境保全上配慮すべき施設はない。

また、住居の配置の概況は第 3.2-9 図のとおりである。図面の表示上、対象事業実施区域と住宅等が重なっているが、住宅等の場所を改変することはない。

第 3.2-13 表(1) 環境保全上配慮すべき施設（学校）

区 分	施設名	所在地
認定こども園 (幼保連携型)	大庭認定こども園	美方郡新温泉町二日市 753-1
	ゆめっこ認定こども園	美方郡新温泉町湯 1685-137
小学校	照来小学校	美方郡新温泉町桐岡 374
	温泉小学校	美方郡新温泉町湯 28
	浜坂東小学校	美方郡新温泉町高末 390-1
	浜坂南小学校	美方郡新温泉町栃谷 402-3
中学校	夢が丘中学校	美方郡新温泉町細田 38

「国土数値情報（学校データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

「但馬教育事務所管内の各小・中学校」（兵庫県教育委員会 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

「加盟園ご紹介」（公益社団法人 兵庫県保育協会 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）より作成

第 3.2-13 表(2) 環境保全上配慮すべき施設（医療機関）

区 分	施設名	所在地
病院	浜坂病院	美方郡新温泉町二日市 184-1
	浜坂七釜病院	美方郡新温泉町七釜 904

「国土数値情報（医療機関データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

より作成

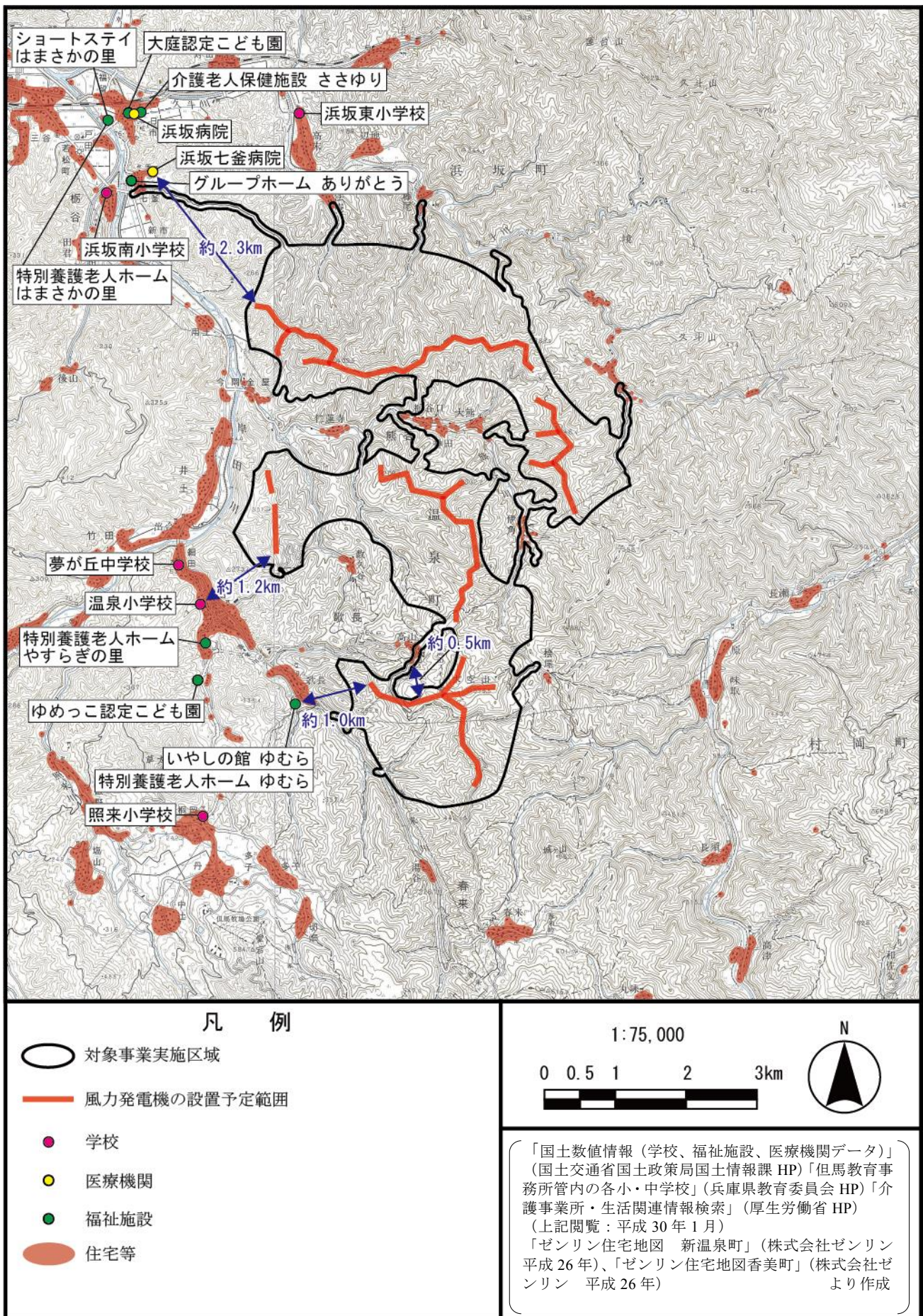
第 3.2-13 表(3) 環境保全上配慮すべき施設（福祉施設）

区 分	施設名	所在地
福祉施設	特別養護老人ホーム はまさかの里	美方郡新温泉町戸田 175-1
	ショートステイ はまさかの里	
	介護老人保健施設 ささゆり	美方郡新温泉町二日市 177
	特別養護老人ホーム やすらぎの里	美方郡新温泉町湯 322
	グループホーム ありがとう	美方郡新温泉町七釜 329-1
	特別養護老人ホーム ゆむら	美方郡新温泉町歌長字熊田 600
	いやしの館 ゆむら	

「国土数値情報（福祉施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

「介護事業所・生活関連情報検索」（厚生労働省 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

より作成



第 3.2-9 図 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況

3. 2. 6 下水道の整備の状況

新温泉町、香美町及び兵庫県における下水道の処理人口普及状況及び汚水処理人口普及状況は第 3.2-14 表のとおりである。

平成 27 年度末における汚水処理人口普及率は新温泉町では 99.0%、香美町では 99.8% となっている。下水道普及率は新温泉町では 62.5%、香美町では 80.6% となっている。

第 3. 2-14 表 下水道処理人口普及状況（平成 27 年度末）

区分	住民基本台帳人口 (千人)	汚水処理普及人口 (千人)	汚水処理人口普及率 (%)	下水道普及率 (%)
新温泉町	15.8	4.9	99.0	62.5
香美町	19.5	7.0	99.8	80.6
兵庫県	5,608.0	5,534.0	98.7	92.5

「新温泉町下水道事業経営戦略」（新温泉町 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

「平成 29 年度末 汚水処理人口普及状況（市町村別）」（兵庫県 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

「香美町財政状況資料集、経営比較分析表について」（香美町 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

「新温泉町統計要覧 2016<平成 28>年版」（新温泉町 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

「市町村別汚水処理人口普及率一覧」（国土交通省 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

「下水道処理人口普及率」（国土交通省 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

より作成

3. 2. 7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

新温泉町、香美町及び兵庫県における一般廃棄物の処理状況は第 3.2-15 表のとおりである。

平成 27 年度におけるごみ総排出量は新温泉町で 5,759t、香美町で 7,109t となっている。

第 3. 2-15 表 一般廃棄物の処理状況（平成 27 年度）

区分		新温泉町	香美町	兵庫県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	3,497	4,254	1,636,880
	直接搬入量(t)	1,564	2,488	166,392
	集団回収量(t)	698	367	162,914
	合計(t)	5,759	7,109	1,966,186
ごみ処理量	直接焼却量(t)	4,259	4,673	1,536,589
	直接最終処分量(t)	0	137	21,646
	焼却以外の中間処理量(t)	802	1,457	202,586
	直接資源化量(t)	0	475	47,902
	合計(t)	5,061	6,742	1,808,723
中間処理後再生利用量(t)		1,019	95	116,653
リサイクル率(%)		29.8	13.2	16.6
最終処分量(t)		0	1,700	233,843

注：リサイクル率：（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）/（ごみ処理量+集団回収量）×100

「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）より作成

2. 産業廃棄物の状況

兵庫県における平成 25 年度の産業廃棄物の排出状況は、第 3.2-16 表のとおりである。平成 25 年度の 1 年間の排出量は 23,649 千 t である。

また、対象事業実施区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は第 3.2-17 表、立地状況は第 3.2-10 図のとおりであり、中間処理施設 89 か所、最終処分場 3 か所となっている。

第 3. 2-16 表 産業廃棄物の排出状況（平成 25 年度）

（単位：千 t）

県	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
兵庫県	23,649	11,444	11,485	699

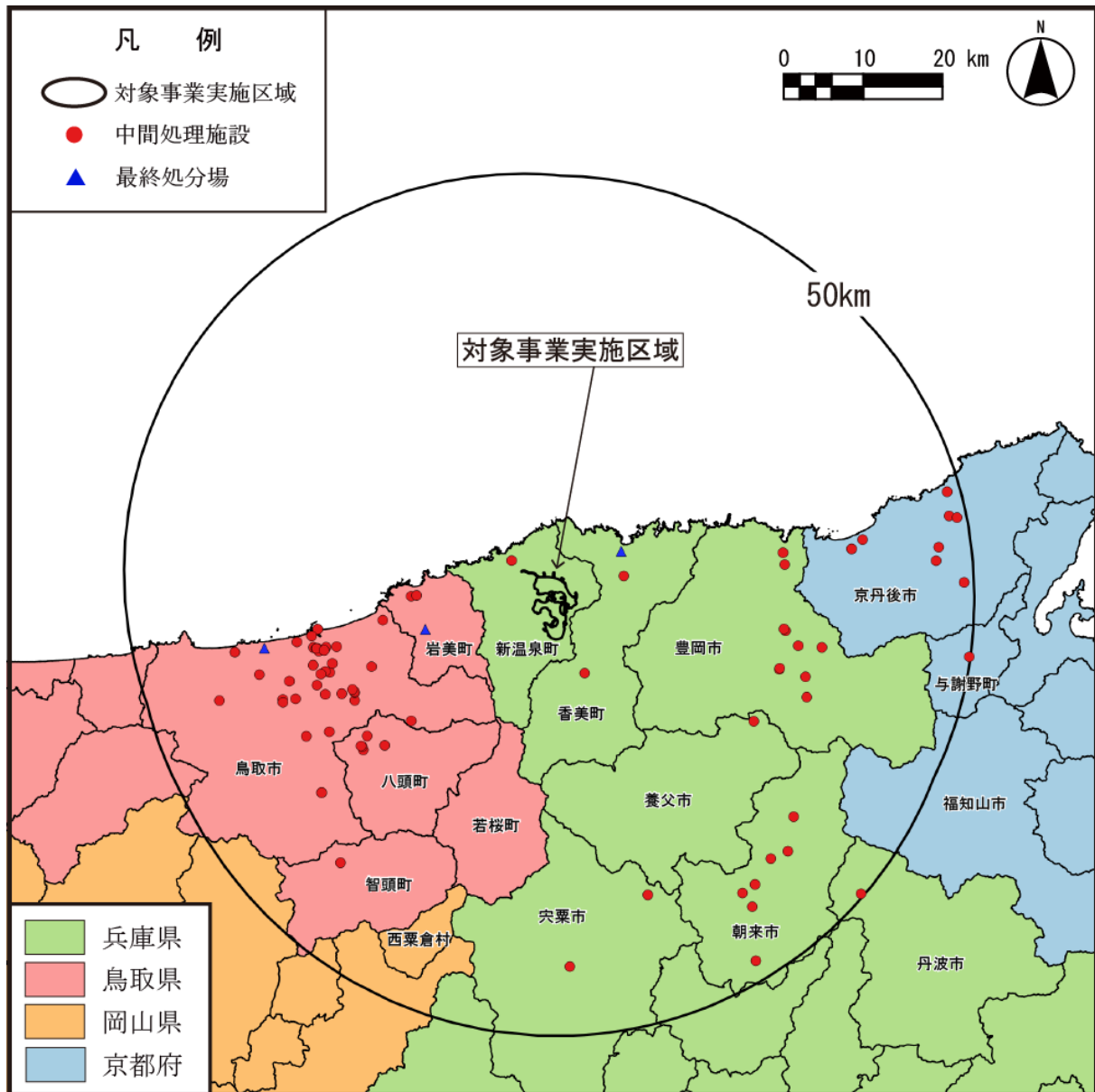
注：四捨五入処理を行っているため合計が合わないことがある。

〔平成 28 年度 環境白書〕（兵庫県、平成 29 年）より作成

第 3.2-17 表 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

府県	市町村	中間処理施設	最終処分場
兵庫県	新温泉町	1	0
	香美町	2	1
	豊岡市	10	0
	養父市	1	0
	朝来市	7	0
	穴栗市	2	0
	丹波市	1	0
鳥取県	岩美町	2	1
	鳥取市	45	1
	八頭町	8	0
京都府	京丹後市	9	0
	与謝野町	1	0
合計		89	3

「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）より作成



「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」
（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）より作成

第 3.2-10 図 廃棄物処理施設等の分布状況（50km 範囲）

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づき全国一律に定められており、その内容は第 3.2-18 表（1）のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については第 3.2-18 表（2）の基準がそれぞれ定められている。

第 3.2-18 表（1） 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）

より作成

第 3.2-18 表(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 13 年 4 月 20 日） より作成	

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づき定められている。

兵庫県では第 3.2-19 表のとおり地域の類型のあてはめが行われており、対象事業実施区域は A 類型に当てはめられている。

第 3.2-19 表(1) 騒音に係る環境基準
【一般地域】

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。特に静穏を要する地域。

類型 A：専ら住居の用に供される地域。

類型 B：主として住居の用に供される地域

類型 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）
「騒音に係る環境基準」（兵庫県、平成 29 年）
より作成

第 3.2-19 表(2) 騒音に係る環境基準
【道路に面する地域】

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）より作成		

第 3.2-19 表(3) 騒音に係る環境基準
【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基 準 値	
昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	
「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）より作成	

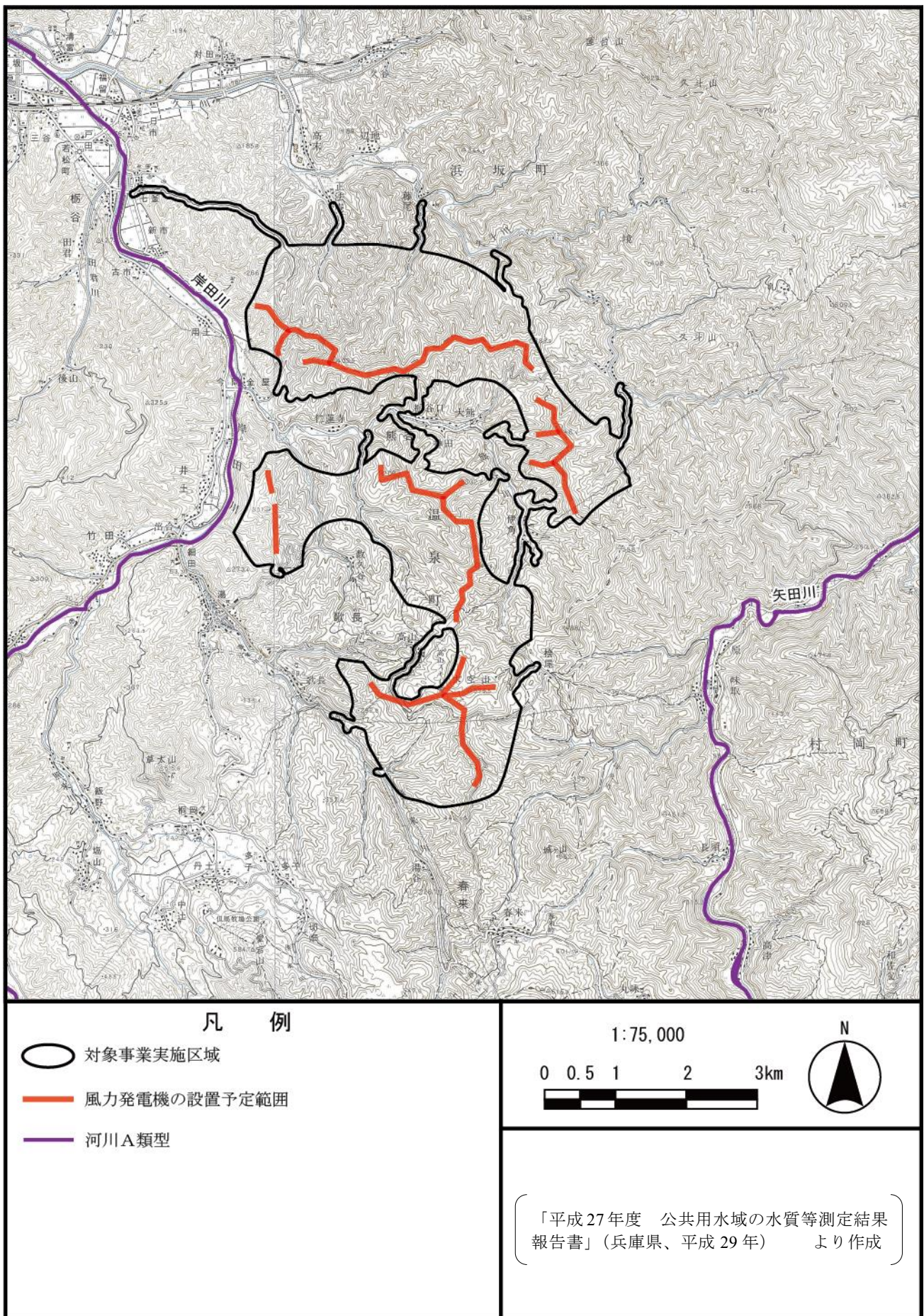
③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第 3.2-20 表のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、第 3.2-21 表～第 3.2-23 表のとおり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的、水生生物の生息状況の適応性及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲において、第 3.2-11 図のとおり岸田川下流及び矢田川下流が河川 A 類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第 3.2-24 表のとおりすべての地下水について定められている。



第 3.2-11 図 水域の環境基準類型指定の状況

第 3. 2-20 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）
より作成

第 3.2-21 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）
より作成

第 3.2-21 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）

より作成

第 3.2-22 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素 量(DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L 以上	—
備考 1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、日間平均値とする。 3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）
より作成

第 3.2-22 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級 (特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級 (特殊なもの) 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考 1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日)

より作成

第 3.2-22 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日)

より作成

第 3.2-22 表(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-23 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）

より作成

第 3.2-23 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）

より作成

第 3.2-23 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）

より作成

第 3.2-23 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）

より作成

第 3.2-24 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	
「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日)	
より作成	

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は第 3.2-25 表のとおりである。

第 3.2-25 表 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	
「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日） より作成	

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は第 3.2-26 表のとおりである。

第 3.2-26 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省第 1 号、最終改正：平成 29 年 1 月 6 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、新温泉町及び香美町は 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：平成 26 年 6 月 2 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は第 3.2-27 表～第 3.2-29 表のとおりである。

兵庫県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、新温泉町及び香美町は規制地域に指定されている。香美町の指定区域については、第 3.2-12 図のとおりである。

また、兵庫県では、風力発電設備は「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく

工場等における規制基準」(平成 8 年兵庫県告示第 542 号)の規制対象となっている。ただし、「風力発電設備に係る騒音にあっては、当該風力発電設備が発生させる騒音により、周辺の生活環境が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この表に定める基準によらないことができる。」とされている(第 3.2-27 表 備考 4)。なお、新温泉町においては、周辺の生活環境が損なわれるおそれがないとする具体的な数値基準がない状況である。

**第 3.2-27 表 特定工場等において発生する騒音の規制基準及び
環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準**

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～18:00)	夕 (18:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル
備考 - 表の第 1 種区域から第 4 種区域までの町ごとの区分は、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、知事が指定する地域の区域の区分によるものとし、おおむね以下のとおりである。 - 第 1 種区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 - 第 2 種区域；第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住宅地域、準住居地域、市街化調整区域、用途地域無指定の地域 - 第 3 種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域 - 第 4 種区域；工業地域、工業専用地域 - 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における当該基準は、この表の値から 5dB 減じた値とする。 - 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日)に掲げる工業専用地域又は臨港地区が、第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域と隣接する場合、当該工業専用地域及び臨港地区のうち第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域との境界線から 100 メートルの区域内における規制基準は、第 4 種区域の規制基準によるものとする。 - 風力発電設備に係る騒音にあっては、当該風力発電設備が発生させる騒音により、周辺の生活環境が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この表に定める基準によらないことができる。				

「兵庫県における騒音・振動の規制基準」(兵庫県 HP、閲覧：平成 30 年 1 月)
「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」(平成 8 年 3 月 29 日告示第 542 号)より作成

第 3.2-28 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1 日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
1 号区域	85 デシベル	午後 7 時から翌日の午前 7 時の 時間内にないこと	10 時間/日を 超えないこと	連続 6 日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 ではないこと
2 号区域		午後 10 時から翌日の午前 6 時の 時間内にないこと	14 時間/日を 超えないこと		

備考

1. 1 号区域；表の第 1 種区域から第 4 種区域までの町ごとの区分は、第 3.2-27 表備考 1 に定める区分である。

1 第 1 種区域
2 第 2 種区域
3 第 3 種区域
4 第 4 種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内の区域

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号、最終改正：平成 29 年 5 月 31 日）第 1 条に規定する学校
(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号、最終改正：平成 6 月 23 日）第 7 条第 1 項に規定する保育所
(3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号、最終改正：平成 29 年 6 月 14 日）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
(4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号、最終改正：平成 29 年 5 月 31 日）第 2 条第 1 項に規定する図書館
(5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号、最終改正：平成 29 年 4 月 26 日）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

2. 2 号区域；騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、1 号区域以外の区域

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）

「兵庫県における騒音・振動の規制基準」（兵庫県 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

より作成

第 3.2-29 表 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える道路の敷地境界線から 20m まで）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

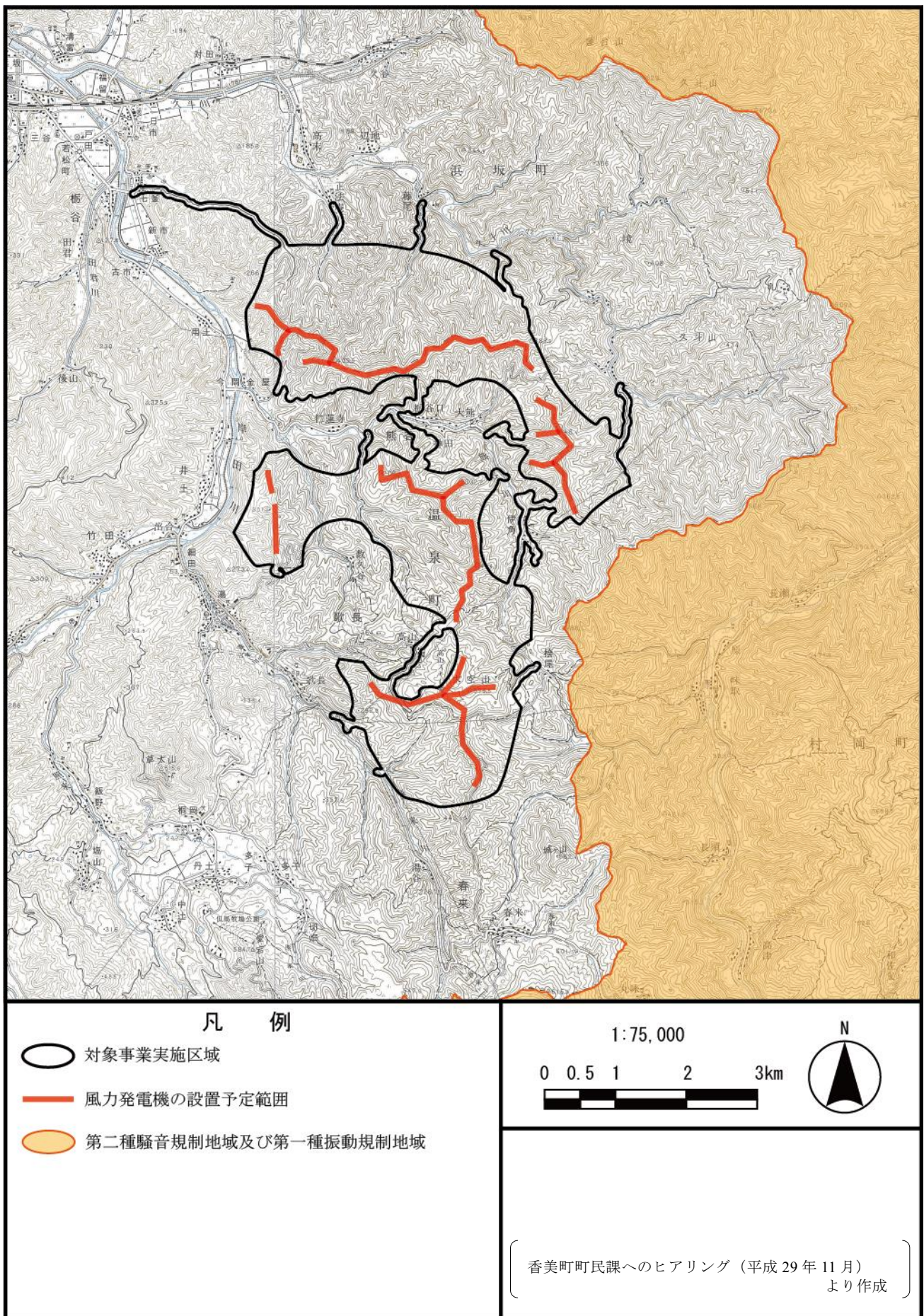
2. a 区域：昭和 44 年兵庫県告示第 448 号の 3 により指定された地域のうち、第 1 種区域

b 区域：第 2 種区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層専用地域に限る。）

c 区域：第 3 種区域及び第 4 種区域

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日）

「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定」（平成 12 年兵庫県告示第 529 号の 5）より作成



第 3.2-12 図 騒音及び振動の規制地域図

③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は第 3.2-30 表～第 3.2-32 表のとおりである。

兵庫県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、新温泉町及び香美町は規制地域に指定されている。香美町の指定区域については、第 3.2-12 図のとおりである。

第 3.2-30 表 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
	第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
	第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注：1. 第 1 種区域及び第 2 種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における当該基準は、この表の値から 5dB 減じた値とする。

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）

「兵庫県における騒音・振動の規制基準」（兵庫県 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）より作成

第 3.2-31 表 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1 日当たりの 作業時間	連続 作業時間	作業日
1 号区域	75 デシベル	午後 7 時から翌日の午前 7 時の 時間内でないこと	10 時間/日を 超えないこと	連続 6 日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 ではないこと
2 号区域		午後 10 時から翌日の午前 6 時の 時間内でないこと	14 時間/日を 超えないこと		

備考

1. 1 号区域；

1 第 1 種区域（第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域）

2 第 2 種区域（第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、用途地域無指定の地域）

3 第 3 種区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域）

4 第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね 80m の区域（工業地域、工業専用地域）

2. 2 号区域；振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、1 号区域以外の区域

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）

「兵庫県における騒音・振動の規制基準」（兵庫県 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）より作成

第 3.2-32 表 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
	第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
	第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域；住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）
「兵庫県における騒音・振動の規制基準」（兵庫県 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）より作成〕

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が定められている（第 3.2-33 表）。

また、兵庫県では「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例」（昭和 49 年兵庫県条例第 18 号）により矢田川及び岸田川水域に有害物質以外のものに係る上乗せ排水基準及び横出し排水基準を定めている。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

第 3. 2-33 表(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年 11 月 15 日）より作成〕

第 3. 2-33 表 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
リン含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	
1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 ※「環境大臣が定める湖沼」（昭和 60 年環境庁告示第 27 号）（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」（平成 5 年環境庁告示第 67 号）（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域）	

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：28 年 11 月 15 日）より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 12 月 14 日）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（政令市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

兵庫県では、「特定悪臭物質の濃度」による地域の規制が行われており、その基準は第 3.2-34 表のとおりである。

新温泉町及び香美町では、全域が一般地域又は順応地域に指定されている。

第 3.2-34 表(1) 悪臭に係る規制基準
(敷地境界線上)

(単位：ppm)

地域の区分 特定悪臭物質	一般地域	順応地域
アンモニア	1	5
メチルメルカプタン	0.002	0.01
硫化水素	0.02	0.2
硫化メチル	0.01	0.2
二硫化メチル	0.009	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.01
イソブタノール	0.9	20
酢酸エチル	3	20
メチルイソブチルケトン	1	6
トルエン	10	60
スチレン	0.4	2
キシレン	1	5
プロピオン酸	0.03	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.01

注：一般地域；順応地域以外の地域

順応地域；主として工業の用に供される地域でその他悪臭に対する順応が見られる地域

〔「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日)
「平成 28 年度版 環境白書」(兵庫県、平成 29 年) より作成〕

第 3.2-34 表(2) 悪臭に係る規制基準(排出口)

事業場の煙突その他の気体排出施設から排出する悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の規制基準は、敷地境界線上における規制基準値をもとに次の式により算出した悪臭物質の種類ごとの流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q：流量(Nm³/h)

He：有効煙突高さ(m) 排出口の高さの補正算式は硫黄酸化物の基準の補正算式に同じ

Cm：敷地境界線上の基準値(ppm)

ただし、He が 5m 未満となる場合には、この式は適用しないものとする。

〔「悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準」(昭和 48 年兵庫県告示第 544 号の 35) より作成〕

第 3.2-34 表(3) 悪臭に係る規制基準（排水水）

事業場から排出される排水水に含まれる悪臭物質（ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルに限る。）の規制基準は、次の式により算出した排水水中の濃度とする。

なお、メチルメルカプタンについては、算出した排水水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排水水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$C_{Lm} = K \times C_m$$

C_{Lm} ：排水水中濃度（mg/L）

k：下表の値

C_m ：敷地境界線上における規制基準値（ppm）

（単位：mg/L）

特定悪臭物質	流量 Q（m ³ /秒）		
	A 地域		
	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

（「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日）
「平成 28 年度版 環境白書」（兵庫県、平成 29 年）より作成）

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく区域の指定に係る基準は第 3.2-35 表のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲は、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はされていない。

新温泉町及び香美町において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

第 3.2-35 表(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日）より作成〕

第 3.2-35 表(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、兵庫県において、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日）に基づく規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：平成 29 年 6 月 16 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 28 年 5 月 27 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、平成 27 年 9 月 9 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。また、兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号、最終改正：平成 23 年 3 月 17 日）に基づき、二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者に対し、温室効果ガス排出抑制計画書の作成、提出を義務付けている。

(3) その他の環境保全計画等

① 第4次兵庫県環境基本計画

兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年兵庫県条例第28号）に基づき、地域力で創る環境先導社会“豊かで美しいひょうご”を実現していくために、平成26年3月に「第4次兵庫県環境基本計画」を策定している。

計画期間は平成26～35年度の10年間とし「豊かで美しいひょうご」を目指し、施策を展開している。施策の構成は第3.2-36表のとおりである。

第 3.2-36 表 施策の構成

施策分野	施策の展開
低炭素	・ CO₂排出の少ないライフスタイルへの転換 ・ 再生可能エネルギーの導入拡大 ・ 低炭素型の産業活動の推進 ・ オフィス・ビルの低炭素化 ・ 環境に配慮した交通の実現 ・ エネルギーを効率的に利用するスマートシティの実現 ・ ヒートアイランド対策の推進 ・ CO₂吸収源として森林機能の整備 ・ バイオマスの利活用の促進
自然共生	・ 地域の自然環境から学ぶ環境学習・教育の推進 ・ 公共事業における環境への配慮 ・ 環境に配慮した農業の推進 ・ 多様な担い手による森づくり活動の推進 ・ 自然とのふれあいの推進 ・ 外来生物対策 ・ 県民への普及啓発 ・ 生物多様性の保全総合的推進 ・ 野生動物の適切な捕獲・管理 ・ 外来生物対策の強化 ・ 県民参加の森づくりの推進等、里地・里山・里海の適切な管理 ・ 健全な物質循環の確保による豊かな海づくり
循環	・ くらしにおけるごみの減量化の促進 ・ 循環社会の担い手づくり ・ 産業におけるごみの減量化の促進 ・ 廃棄物系バイオマスの利活用 ・ 廃棄物の適正処理の推進 ・ 地域コミュニティ活性化による環境組織・ネットワークづくり ・ 温暖化に配慮した廃棄物処理の促進 ・ 廃棄物の品目ごとの資源化・再生利用の促進 ・ 公共関与による適正な最終処分の推進 ・ 未利用木質系バイオスの利活用
安全・快適	・ 県民参加による安心・安全な生活環境づくりの推進 ・ 公害防止体制の適切な運用 ・ 化学物質対策等の推進 ・ 放射性物質に関するモニタリング ・ 大気環境の保全 ・ 公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止 ・ 身近な生活環境の保全 ・ 広域環境汚染対策と県民への迅速な情報提供 ・ 防災・減災の社会基盤整備 ・ 災害に強い森づくりの推進 ・ 不適正処理の未然防止と不正行為に対する厳格な対応

〔第 4 次兵庫県環境基本計画（兵庫県、平成 26 年）より作成〕

② 兵庫県地球温暖化対策推進計画

兵庫県では、国内外の温室効果ガス削減等の地球温暖化対策の動きを受け、県としても地球温暖化対策を展開していく必要があるため、平成 29 年 3 月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定している。本計画では、温室効果ガス削減目標として「2030 年度に温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26.5%削減」という最終目標を設定し、第 3 次兵庫県地球温暖化防止推進計画で定めた 2020（平成 32）年度の削減目標である、「2020 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年比で 5%削減（2005 年度比で 6%削減）」を中間目標とする。

また、再生可能エネルギー導入目標として、発電量で 2020 年度に 50 億 kWh、2030 年度に 70kWh を設定している。

施策の概要は第 3.2-37 表のとおりである。

第 3.2-37 表 施策の概要

方針		施策展開
日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減	産業・業務部門	条例・要綱に基づく排出抑制の推進
		省エネルギー設備導入の推進
		エコオフィス化の推進
		県の率先行動
	家庭部門	CO ₂ 排出の少ないライフスタイルへの転換
		住宅の省エネ性能の向上
		地域に根ざした取組の推進
	運輸部門	条例に基づく排出抑制の推進
		エコドライブの推進
		低公害車の普及
		公共交通の利用
		モーダルシフト等の促進
		自動車交通の円滑化
	その他部門	ごみの減量・リサイクルの推進
		フロン類回収の推進
再生可能エネルギーの導入	メタン、一酸化二窒素、六ふっ化硫黄等に関する取組	
	太陽光発電の導入拡大	
	小水力発電の導入拡大	
	バイオマス利用拡大	
	風力発電の導入拡大	
	その他の再生可能エネルギーの導入拡大	
低炭素型まちづくりの推進	全ての再生可能エネルギーに共通する取組	
	都市の低炭素化促進	
	ヒートアイランド対策の推進	
CO ₂ 吸収源として森林の機能強化	吸収源としての森林整備	
	カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進	
温暖化からひょうごを守る適応策の推進	「適応策基本方針」の推進	
	「適応計画」の策定	
次世代の担い手づくり	環境学習・教育	
	関係機関との連携	

〔「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（兵庫県、平成 29 年）より作成〕

③ 第2次新温泉町総合計画

新温泉町では、「海・山・温泉 人が輝く 夢とぬくもりの郷」を将来像として掲げ、平成28年12月に「第2次新温泉町総合計画」を策定している。計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間であり、計画の体系は第3.2-38表のとおりである。

第3.2-38表 施策の体系

将来像	基本方針（政策）
海・山・温泉 人が輝く 夢とぬくもりの郷 —ふるさとの未来へ “つなぐ” まちづくり—	豊かな資源を生して産業育てるまち
	ふるさとを愛する次世代育て見守るまち
	みんなで支えあう絆のあるまち
	安全で住みやすい環境の整ったまち
	自然と調和して心地よく暮らせるまち
	住民と行政が夢をふくらませるまち

〔第2次新温泉町総合計画（前期）〕（新温泉町、平成29年）より作成

④ 第2次香美町総合計画（前期期間）

香美町では、社会情勢の変化や第1次香美町総合計画の成果踏まえ、平成27年12月に「第2次香美町総合計画」を策定している。計画期間は平成28年度～37年度の10年間とし、平易製28年度～32年度の5年間の前期期間、平成33年度～37年度の後期期間としている。本計画の施策の大綱の体系は第3.2-39表のとおりである。

第3.2-39表 施策の体系

将来像	基本方針	主要施策
こどもたちに夢と未来をつなぐまち ～美しい山・川・海 人が躍動する 交流と共生のまちを めざして～	ふるさとを担う子どもを育むまち	次代を担う子どもを育むまち
		生涯を通じ学びあうまち
		文化を育み創るまち
	若者がいきいきと働くまち	次代へつなぐ農林水産業を振興するまち
		地域資源を生かし観光商工業を振興するまち
	みんなが安心して暮らせる 健康長寿のまち	健やかに暮らせるまち
		認め合い支えあうまち
		安心を支えるまち
	みんなで創る魅力あるまち	災害に強いまち
		利便性の高いまち
	地球の豊かな資源を生かすまち	自然と共生するまち
		環境への責任を果たすまち
		住んでみたいまち住み続けたいまち
	協働によるまちづくりの推進	協働で築かれるまち
	経営的視点にたった 行財政運営の推進	経営的視点にたった行財政運営がなされるまち

〔第2次香美町総合計画〕（香美町、平成28年）より作成

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

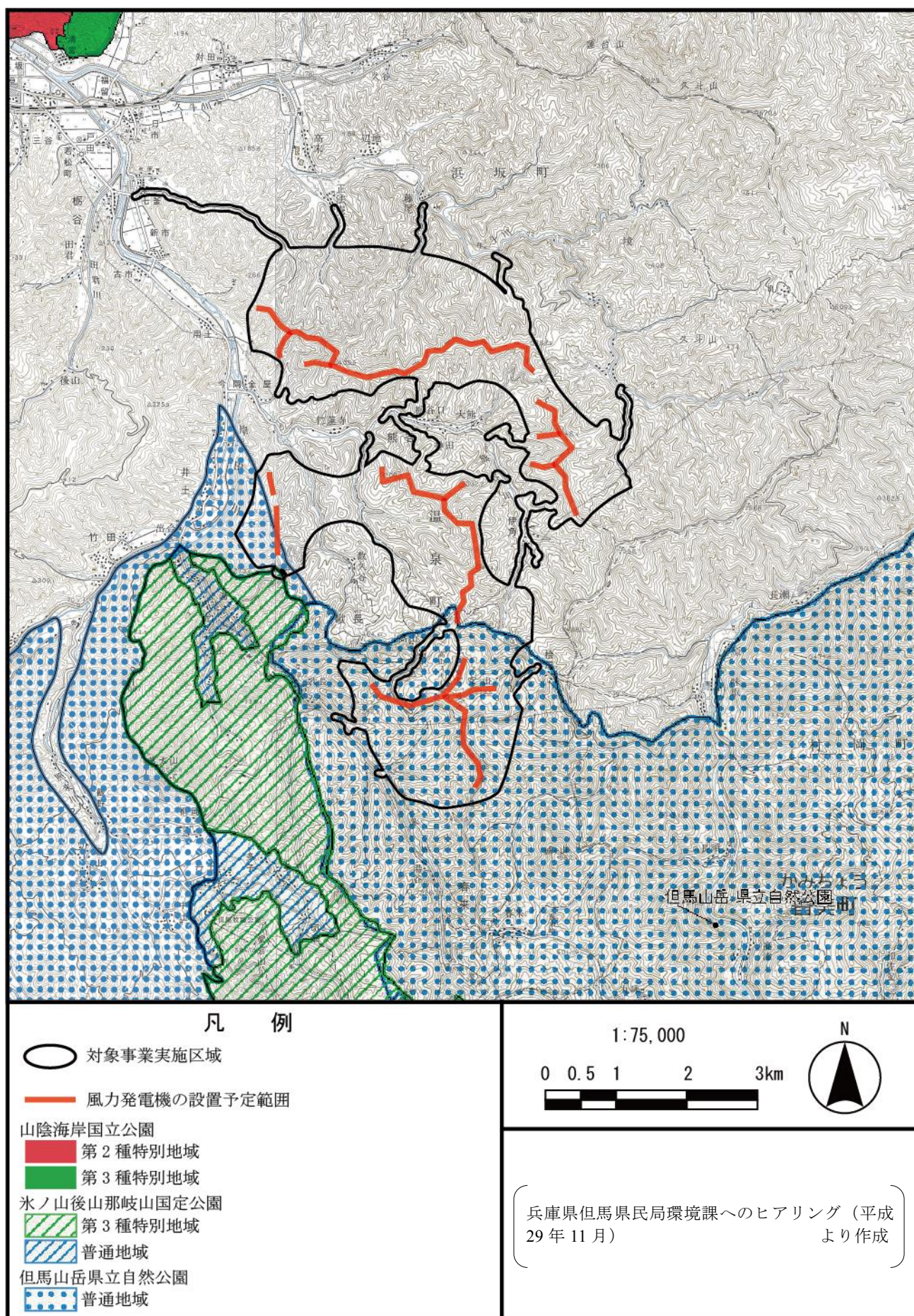
① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）に基づく自然公園の指定状況は、第 3.2-40 表及び第 3.2-13 図のとおりであり、「山陰海岸」、「氷ノ山後山那岐山」及び「但馬山岳」が指定されている。

第 3.2-40 表 自然公園の概要

種 別	名 称 (指定年月日)	面 積	関係市町村
国立公園	山陰海岸 (昭和 38 年 7 月 15 日)	6,061ha	豊岡市、香美町、新温泉町
国定公園	氷ノ山後山那岐山 (昭和 44 年 4 月 10 日)	25,200ha	豊岡市、養父市、宍粟市、佐用町、香美町、新温泉町
県立自然公園	但馬山岳 (昭和 34 年 7 月 21 日)	33,083ha	豊岡市、養父市、香美町、新温泉町

〔「平成 28 年度 環境白書」（兵庫県、平成 29 年）より作成〕



第 3.2-13 図 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区については第 3.2-41 表及び第 3.2-14 図のとおりである。

第 3.2-41 表 鳥獣保護区等の指定状況

名称	所在地	面積	期限
但馬海岸西部鳥獣保護区	美方郡新温泉町	385ha	平成 26 年 11 月 1 日から 平成 36 年 10 月 31 日まで
観音山鳥獣保護区	美方郡新温泉町	102ha	平成 29 年 11 月 1 日から 平成 39 年 10 月 31 日まで

「平成 28 年度 環境白書」（兵庫県、平成 29 年）
「鳥獣保護区の指定」（平成 26 年兵庫県告示第 945 号）

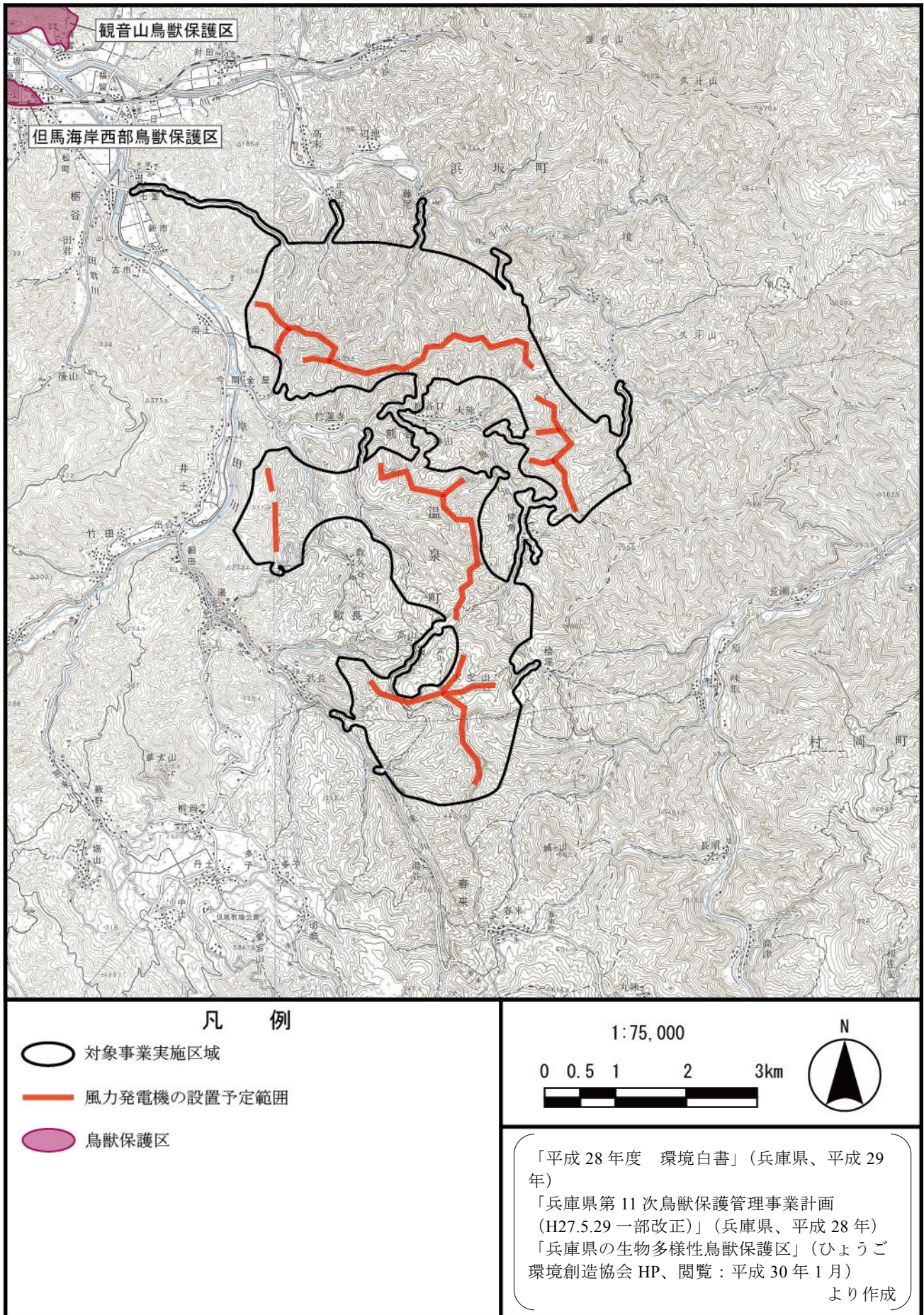
「兵庫県の生物多様性鳥獣保護区」（ひょうご環境創造協会 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）より作成

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づく湿地の区域はない。



第 3.2-14 図 鳥獣保護区等の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は第 3.2-42 表及び第 3.2-15 図のとおりである。対象事業実施区域には史跡・名勝・天然記念物は存在しない。

また、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は第 3.2-43 表及び第 3.2-16 図のとおりであり、史跡・名称・天然記念物及び埋蔵文化財については、基本的に改変しないように計画する。

第 3.2-42 表 対象事業実施区域及びその周囲における
史跡・名勝・天然記念物

指定区分	種類	名称	所在地
国	特別天然記念物	オオサンショウウオ	地域を定めない
		コウノトリ	地域を定めない
	天然記念物	イヌワシ	地域を定めない
		オジロワシ	地域を定めない
		オオワシ	地域を定めない
		コクガン	地域を定めない
		マガン	地域を定めない
		ヒシクイ	地域を定めない
		ヤマネ	地域を定めない
県	天然記念物	大杉神社の大ヒノキ	美方郡新温泉町久斗山字宮前
		正法庵の大シイ	美方郡新温泉町正法庵字沖中 405
		福富のアカメヤナギ	美方郡新温泉町福富 541
		泰雲寺のしだれ桜	美方郡新温泉町竹田 1388
新温泉町	天然記念物	観音山シイの原生林	美方郡新温泉町清富
		七釜山宮神社の社叢	美方郡新温泉町七釜
		弥栄神社社叢常緑広葉樹林	美方郡新温泉町対田 弥栄神社
		八幡神社社叢常緑広葉樹林	美方郡新温泉町久谷 八幡神社
		正福寺桜	美方郡新温泉町湯 174
	史跡	本谷焼尾製鉄遺跡	美方郡新温泉町久斗山
		温泉城	美方郡新温泉町湯字大城
香美町	天然記念物	ホンコウホネの群生	美方郡香美町春来

「兵庫県の文化財」（兵庫県教育委員会 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

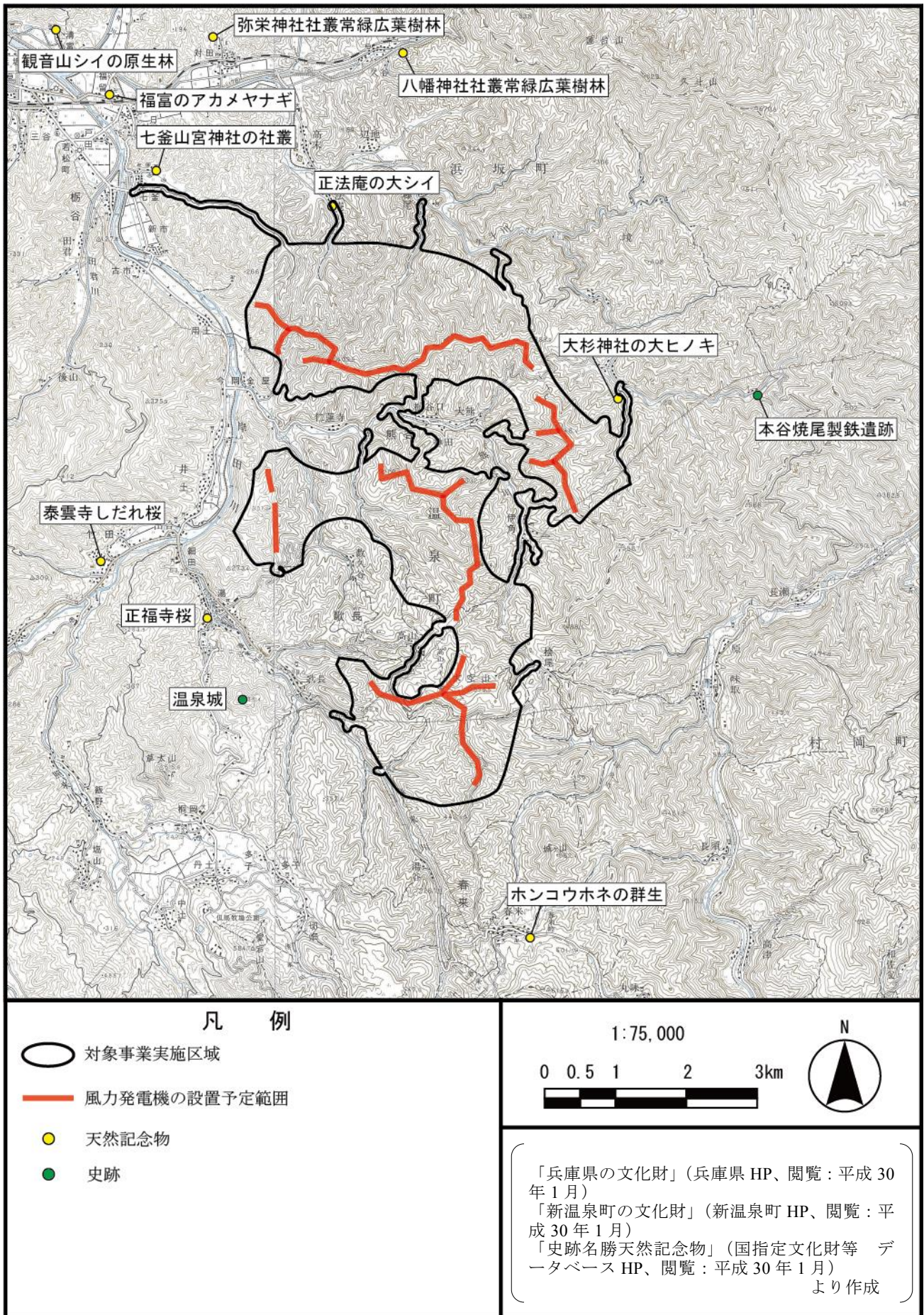
「新温泉町の文化財一覧」（新温泉町 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

「香美町の指定文化財」（香美町 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

「史跡名勝天然記念物」（国指定文化財等 データベース HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

「国指定文化財一覧」（兵庫県教育委員会 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）

より作成



第 3.2-15 図 史跡・名勝・天然記念物の状況

第 3.2-43 表(1) 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

No.	遺跡名	種別	所在地	時代	出土遺構・遺物、備考
1	西谷 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土西谷	古墳	方形、3m×2m、階段状
2	西谷 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土西谷	古墳	方形、3m×2m、階段状
3	西谷 3 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土西谷	古墳	方形、3m×2m、階段状
4	西谷 4 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土西谷	古墳	方形、3m×2m、階段状
5	西谷 5 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土西谷	古墳	方形、3m×2m、階段状
6	西谷 6 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土西谷	古墳	方形、一辺 4m、階段状
7	西谷 7 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土西谷	古墳	方形、5m×4m、階段状
8	西谷 8 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土西谷	古墳	方形、5m×4m、階段状
9	西谷 9 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土西谷	古墳	方形、8m×10m、階段状
10	タケハナ 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土西中	古墳	石室の一部が露出
11	タケハナ 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土西中	古墳	円墳、径 10m、横穴式石室
12	タケハナ 3 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土西中	古墳	全壊
13	用土遺跡	散布地	美方郡新温泉町用土家ノ奥	弥生、古墳、奈良、平安	土器片が多数散布
14	コメラガ谷 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土下タ中	古墳	円墳、径 8m
15	コメラガ谷 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土下タ中	古墳	円墳、径 12m
16	コメラガ谷 3 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土下タ中	古墳	方形、10m×7m
17	コメラガ谷 4 号墳	古墳	美方郡新温泉町用土下タ中	古墳	円墳、径 12m、横穴式石室
18	ヘイスイ古墳	古墳	美方郡新温泉町用土下タ中	古墳	円墳、径 6m
19	用土城跡	城跡	美方郡新温泉町用土岩立	中世	堀切・郭等が残る
20	洞ヶ谷口 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町新市引ビ谷	古墳	横穴式石室、5m×2m
21	洞ヶ谷口 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町新市引ビ谷	古墳	全壊
22	洞ヶ谷口 3 号墳	古墳	美方郡新温泉町新市引ビ谷	古墳	円墳、径 6m
23	洞ヶ谷口 4 号墳	古墳	美方郡新温泉町新市引ビ谷	古墳	円墳、径 6m
24	小茶園 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町新市茶土	古墳	円墳、径 6m
25	小茶園 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町新市茶土	古墳	円墳、径 6m
26	小茶園 3 号墳	古墳	美方郡新温泉町新市茶土	古墳	円墳、径 6m、横穴式石室
27	小茶園 4 号墳	古墳	美方郡新温泉町新市茶土	古墳	円墳、径 6m、横穴式石室
28	小茶園 5 号墳	古墳	美方郡新温泉町新市茶土	古墳	円墳、径 6.5m、横穴式石室
29	高巻城跡	城跡	美方郡新温泉町七釜城山	古墳	堀切・郭等が顕著に残る
30	小茶園 6 号墳	古墳	美方郡新温泉町新市茶土	古墳	円墳、径 5m、横穴式石室
31	清水谷 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町七釜清水ヶ谷	古墳	円墳、径 9m
32	清水谷 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町七釜清水ヶ谷	古墳	円墳、径 9m
33	カンロク谷古墳	古墳	美方郡新温泉町七釜カンロク谷	古墳	横穴式石室の一部が露出
34	一本柳古墳	古墳	美方郡新温泉町七釜東奥山	中世	6.3m×1.4m の石室が露出
35	岡谷遺跡	生産跡	美方郡新温泉町正法庵岡谷	古墳	カナクソが散布
36	平谷遺跡	社寺跡	美方郡新温泉町正法庵平谷	古墳	近世寺院跡
37	正法庵遺跡	散布地	美方郡新温泉町正法庵オヤサカ	古墳	弥生土器・須恵器片が散布
38	ホンバ遺跡	生産跡	美方郡香美町村岡区丸味丸山	古墳	—
39	イモジロ遺跡	生産跡	美方郡香美町村岡区味取上野	古墳	—
40	イモジ遺跡	生産跡	美方郡香美町村岡区味取西ホーキ	古墳	円墳
41	三谷川 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町竹田初峰	古墳	—
42	小三谷堂跡	社寺跡	美方郡新温泉町竹田岡	その他	—
43	今岡遺跡	散布地	美方郡新温泉町竹田岡	古墳	—
44	今岡雲部 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町竹田向山池ヶ平	古墳	—
45	今岡雲部 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町今岡	古墳	—
46	今岡雲部 3 号墳	古墳	美方郡新温泉町今岡	古墳	—
47	金屋上ノ山城跡	城跡	美方郡新温泉町金屋上ノ山	その他	—
48	金屋瓦窯跡	生産跡	美方郡新温泉町金屋大八屋西	その他	—

〔「埋蔵文化財保護の手続き」(兵庫県立考古博物館、平成 19 年)より作成〕

第 3. 2-43 表 (2) 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

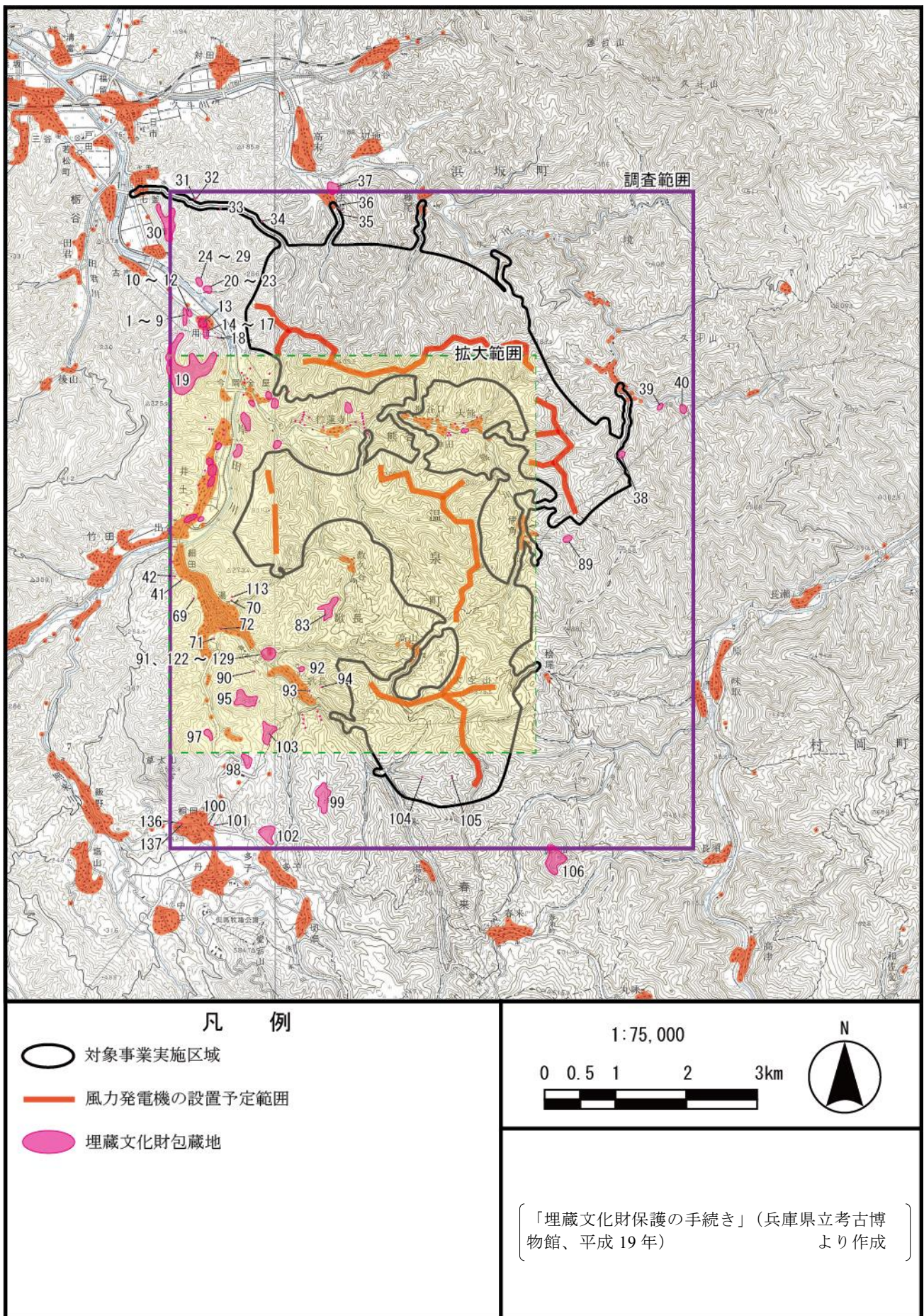
No.	遺跡名	種別	所在地	時代	出土遺構・遺物、備考
49	金屋大八屋遺跡	生産跡	美方郡新温泉町金屋大八屋	古墳	カナクソが散布
50	金屋上垣遺跡	散布地	美方郡新温泉町金屋上垣	その他	—
51	金屋タタラ跡	生産跡	美方郡新温泉町金屋屋敷 3	近世	—
52	金屋中世墓	その他墓	美方郡新温泉町金屋アゲシ	中世	—
53	金屋アゲシ砦跡	城跡	美方郡新温泉町金屋アゲシ	古墳	—
54	数久谷口遺跡	散布地	美方郡新温泉町金屋伊谷	古墳	—
55	黒坂砦跡	城跡	美方郡新温泉町井土黒坂	古墳	—
56	黒坂遺跡	散布地	美方郡新温泉町井土黒坂	古墳、奈良、平安、中世	—
57	黒坂 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町井土黒坂	古墳	—
58	黒坂寺院跡	社寺跡	美方郡新温泉町井土黒坂	中世	—
59	南垣遺跡	散布地	美方郡新温泉町井土南垣	その他	—
60	井土福岡遺跡	散布地	美方郡新温泉町井土福岡	その他	—
61	井土中世墓	その他墓	美方郡新温泉町井土福岡	中世	—
62	井土廃寺	社寺跡	美方郡新温泉町井土福岡	その他	—
63	井土郡治遺跡	古墳	美方郡新温泉町井土郡治	その他	—
64	城坂城跡	散布地	美方郡新温泉町井土城ノ内	その他	—
65	井土古墳	古墳	美方郡新温泉町井土堂ノ岡	古墳	—
66	城ノ内遺跡	散布地	美方郡新温泉町井土城ノ内	その他	—
67	八日市城跡	城跡	美方郡新温泉町井土八日市	その他	—
68	八日市遺跡	古墳	美方郡新温泉町井土八日市	その他	—
69	細田古墳	散布地	美方郡新温泉町細田細久保	古墳	—
70	湯宮岡 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町湯宮岡	古墳	—
71	茶臼山古墳	古墳	美方郡新温泉町湯大城	古墳	一部消滅
72	清正公園古墳	古墳	美方郡新温泉町湯伏龍山	古墳	—
73	阿原 6 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷阿原	古墳	—
74	阿原 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷阿原	古墳	消滅
75	阿原 7 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷阿原	古墳	—
76	阿原 8 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷阿原	古墳	—
77	仁連寺 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷仁連寺	古墳	—
78	仁連寺 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷仁連寺	古墳	—
79	仁連寺 3 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷仁連寺	古墳	—
80	仁連寺 4 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷仁連寺	古墳	—
81	辻堂 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷辻堂	古墳	—
82	仁連寺跡	社寺跡	美方郡新温泉町熊谷仁連寺	古墳	—
83	高山口城跡	城跡	美方郡新温泉町湯桑谷	古墳	—
84	熊谷 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷奥山西	古墳	—
85	月山 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷月山 1104	古墳	—
86	権現神社古墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷寺垣	古墳	—
87	熊谷寺谷遺跡	古墳	美方郡新温泉町熊谷寺谷	古墳	—
88	善住寺塔	散布地	美方郡新温泉町熊谷善住寺	古墳	—
89	大宮谷タタラ跡	その他	美方郡新温泉町伊角タタラバ	古墳	—
90	向山遺跡	散布地	美方郡新温泉町歌長向山	古墳	—
91	後山古墳	古墳	美方郡新温泉町歌長後山	—	—
92	後山城跡	城跡	美方郡新温泉町歌長後山	—	—
93	大平 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町歌長大平	—	—
94	大平 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町歌長大平	—	—

〔「埋蔵文化財保護の手続き」(兵庫県立考古博物館、平成 19 年)より作成〕

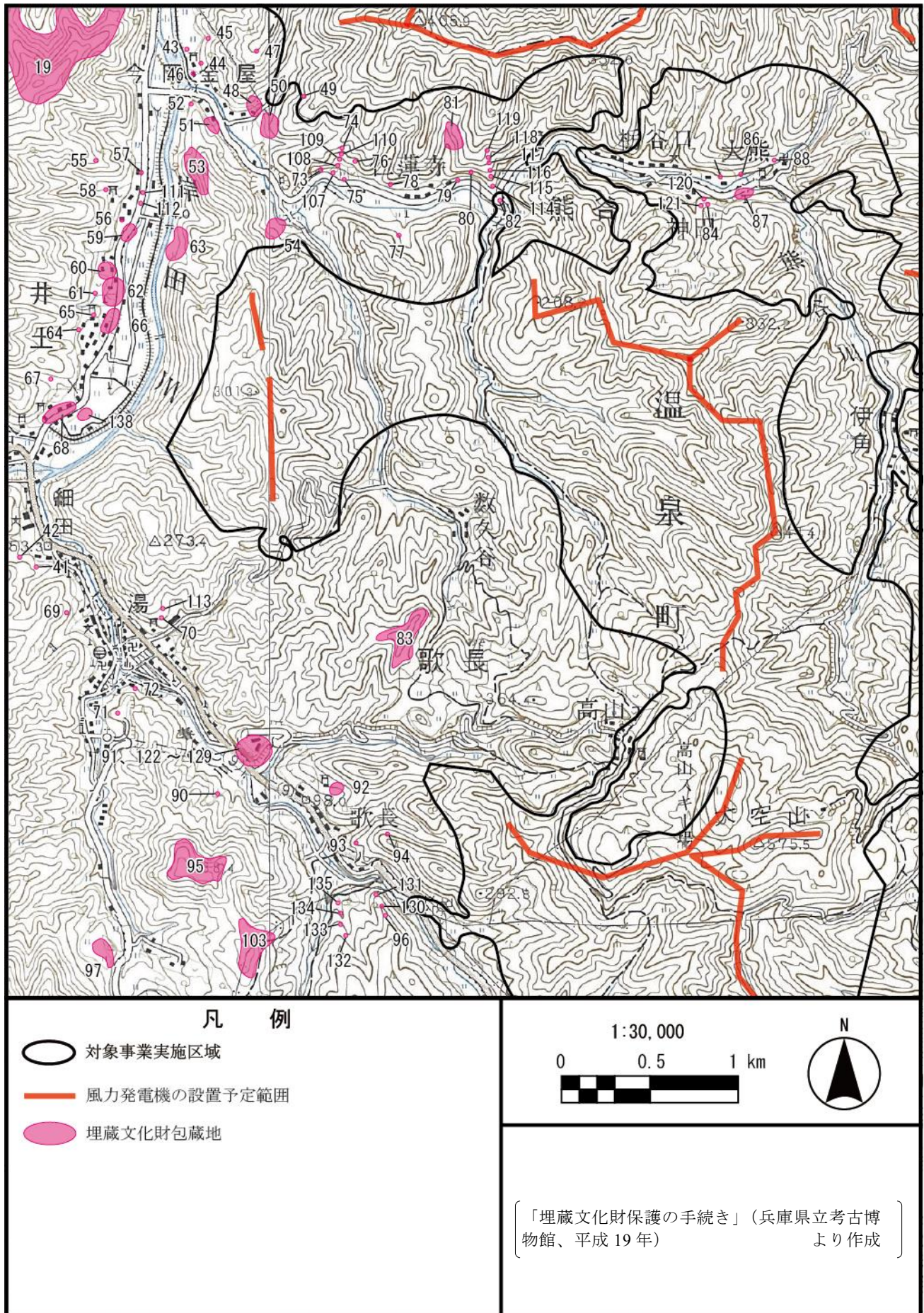
第 3.2-43 表 (3) 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

No.	遺跡名	種別	所在地	時代	出土遺構・遺物、備考
95	温泉城跡	散布地	美方郡新温泉町歌長向山、湯、大城	古墳、奈良	—
96	大平 4 号墳	古墳	美方郡新温泉町歌長大平	—	—
97	原千軒遺跡	散布地	美方郡新温泉町湯、原	—	—
98	中山縄文遺跡	散布地	美方郡新温泉町湯、中山	—	—
99	歌長大平縄文遺跡	古墳	美方郡新温泉町歌長大平	古墳	—
100	平野の大墓	その他	美方郡新温泉町多子池ヶ谷	—	—
101	多子池ヶ谷墳	古墳	美方郡新温泉町多子池ヶ谷	—	—
102	多子城跡	散布地	美方郡新温泉町多子十字谷	—	—
103	中山砦跡	散布地	美方郡新温泉町湯中山	—	—
104	磨崖小倉権現祠	その他	美方郡新温泉町歌長大平	—	—
105	小瀬タタラ跡	散布地	美方郡新温泉町歌長大平	—	—
106	春來城ヶ山城跡	その他の墓	美方郡新温泉町春來城ヶ山	その他	—
107	湯宮岡 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町湯宮岡	古墳	—
108	阿原 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷阿原	古墳	—
109	阿原 3 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷阿原	古墳	—
110	阿原 4 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷阿原	古墳	—
111	阿原 5 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷阿原	古墳	—
112	黒坂 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町井土黒坂	古墳	—
113	黒坂 3 号墳	古墳	美方郡新温泉町井土黒坂	古墳	—
114	井戸ヲミキ遺跡	散布地	美方郡新温泉町井戸ヲミキ	古墳、奈良、平安	—
115	辻堂 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷辻堂	古墳	—
116	辻堂 3 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷辻堂	古墳	—
117	辻堂 4 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷辻堂	古墳	—
118	辻堂 5 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷辻堂	古墳	—
119	辻堂 6 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷辻堂	古墳	—
120	辻堂 7 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷辻堂	古墳	—
121	熊谷 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷奥山西	その他	—
122	熊谷 3 号墳	古墳	美方郡新温泉町熊谷奥山西	その他	—
123	栃の実荘 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町歌長ヒイダ	古墳、奈良	—
124	栃の実荘 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町歌長ヒイダ	古墳、奈良	—
125	栃の実荘 3 号墳	古墳	美方郡新温泉町歌長ヒイダ	古墳、奈良	—
126	栃の実荘 5 号墳	古墳	美方郡新温泉町歌長ヒイダ	古墳、奈良	—
127	栃の実荘 6 号墳	古墳	美方郡新温泉町歌長ヒイダ	古墳、奈良	—
128	栃の実荘 7 号墳	古墳	美方郡新温泉町歌長ヒイダ	古墳、奈良	—
129	栃の実荘 8 号墳	古墳	美方郡新温泉町歌長ヒイダ	古墳、奈良	—
130	栃の実荘 9 号墳	古墳	美方郡新温泉町歌長ヒイダ	古墳、奈良	—
131	大平 5 号墳	古墳	美方郡新温泉町歌長大平	—	—
132	大平 6 号墳	古墳	美方郡新温泉町歌長大平	—	—
133	大平 7 号墳	古墳	美方郡新温泉町歌長大平	—	—
134	歌長大平縄文遺跡	古墳	美方郡新温泉町歌長大平	—	—
135	春來城ヶ山城跡	城跡	美方郡新温泉町春來城ヶ山	—	—
136	数久谷口遺跡	散布地	美方郡新温泉町金屋伊谷	古墳	—
137	前原神社 1 号墳	古墳	美方郡新温泉町桐岡前原	古墳	—
138	前原神社 2 号墳	古墳	美方郡新温泉町桐岡前原	古墳	—

〔埋蔵文化財保護の手続き〕（兵庫県立考古博物館、平成 19 年）より作成〕



第 3.2-16 図(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況



第 3.2-16 図(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況(拡大範囲)

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

対象事業実施区域及びその周囲の「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日）第 8 条の規定により定められた景観計画区域はないが、対象事業実施区域及びその周囲には、兵庫県で制定された「景観の形成等に関する条例」（昭和 60 年兵庫県条例第 17 号、最終改正：平成 25 年 3 月 22 日）により定められている景観形成地域が存在している。

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）により指定された風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく保安林の指定状況は第 3.2-17 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在している。

② 山地災害危険地区

対象事業実施区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 18 年）に基づく山地災害危険地区は第 3.2-18 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に存在している。

③ 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日）に基づく砂防指定地の指定状況は第 3.2-19 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に砂防指定地が存在している。

④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は第 3.2-19 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

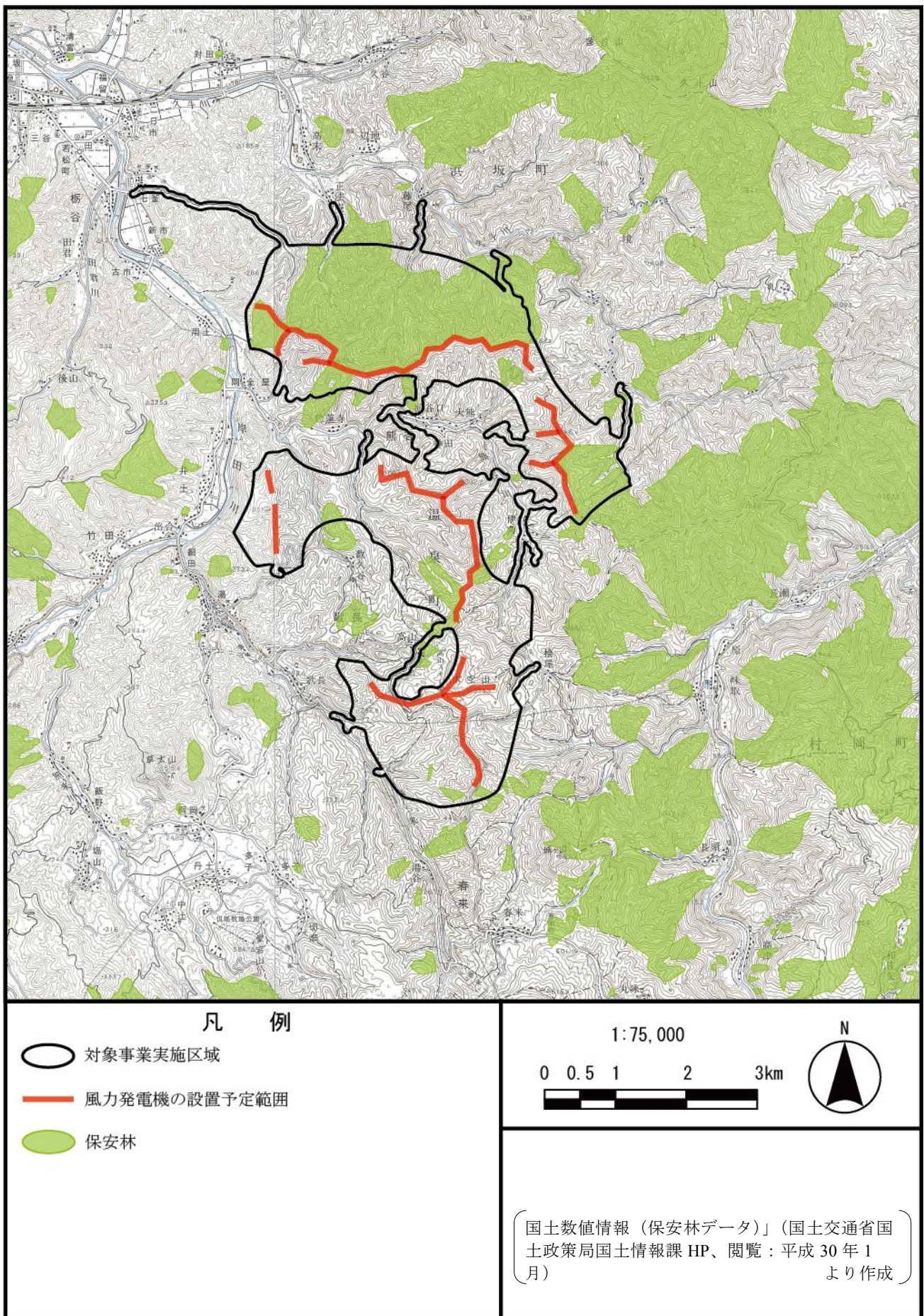
⑤ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲に「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく地すべり防止区域は第 3.2-19 図のとおりであ

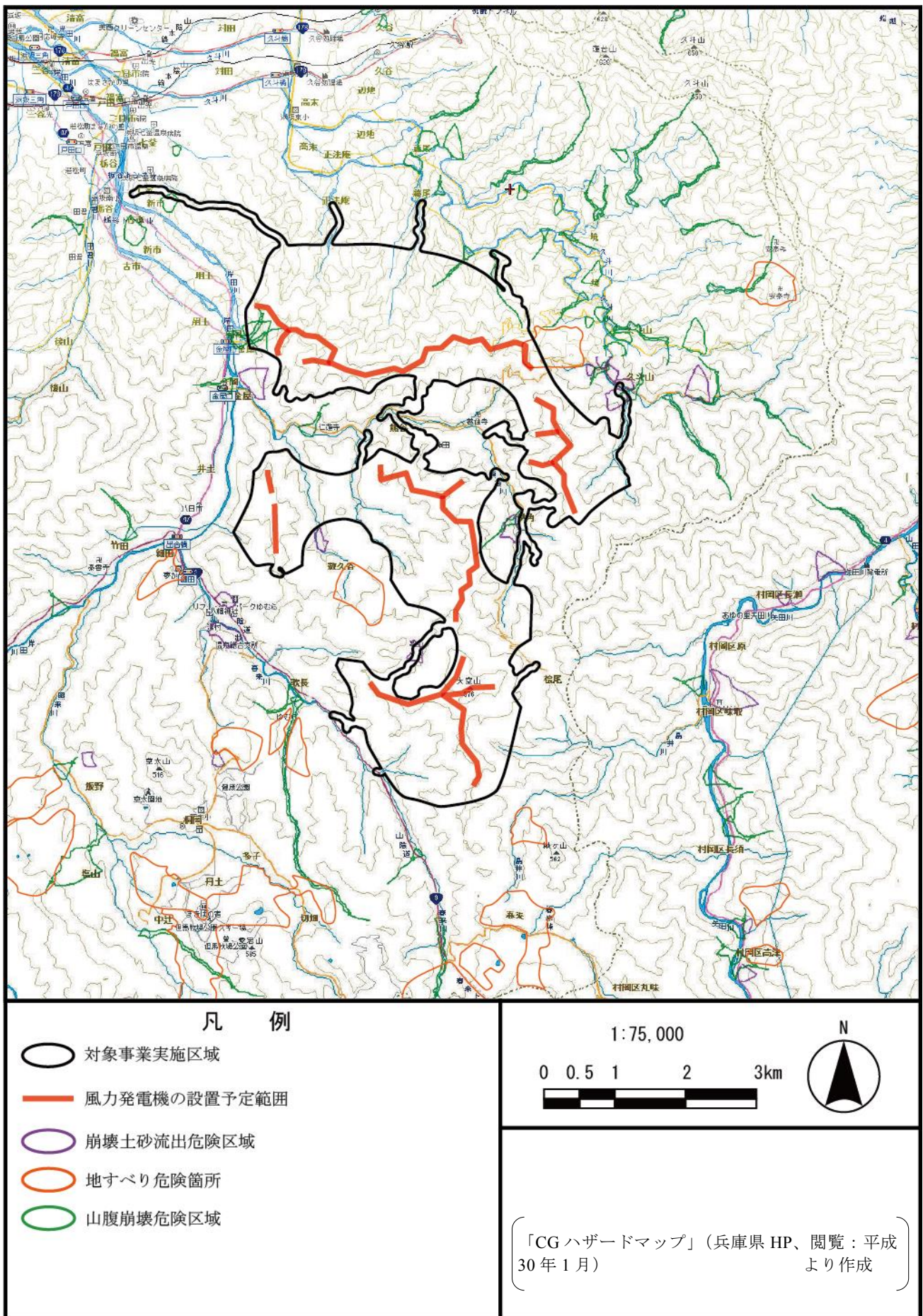
り、対象事業実施区域及びその周囲に地すべり防止区域が存在している。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

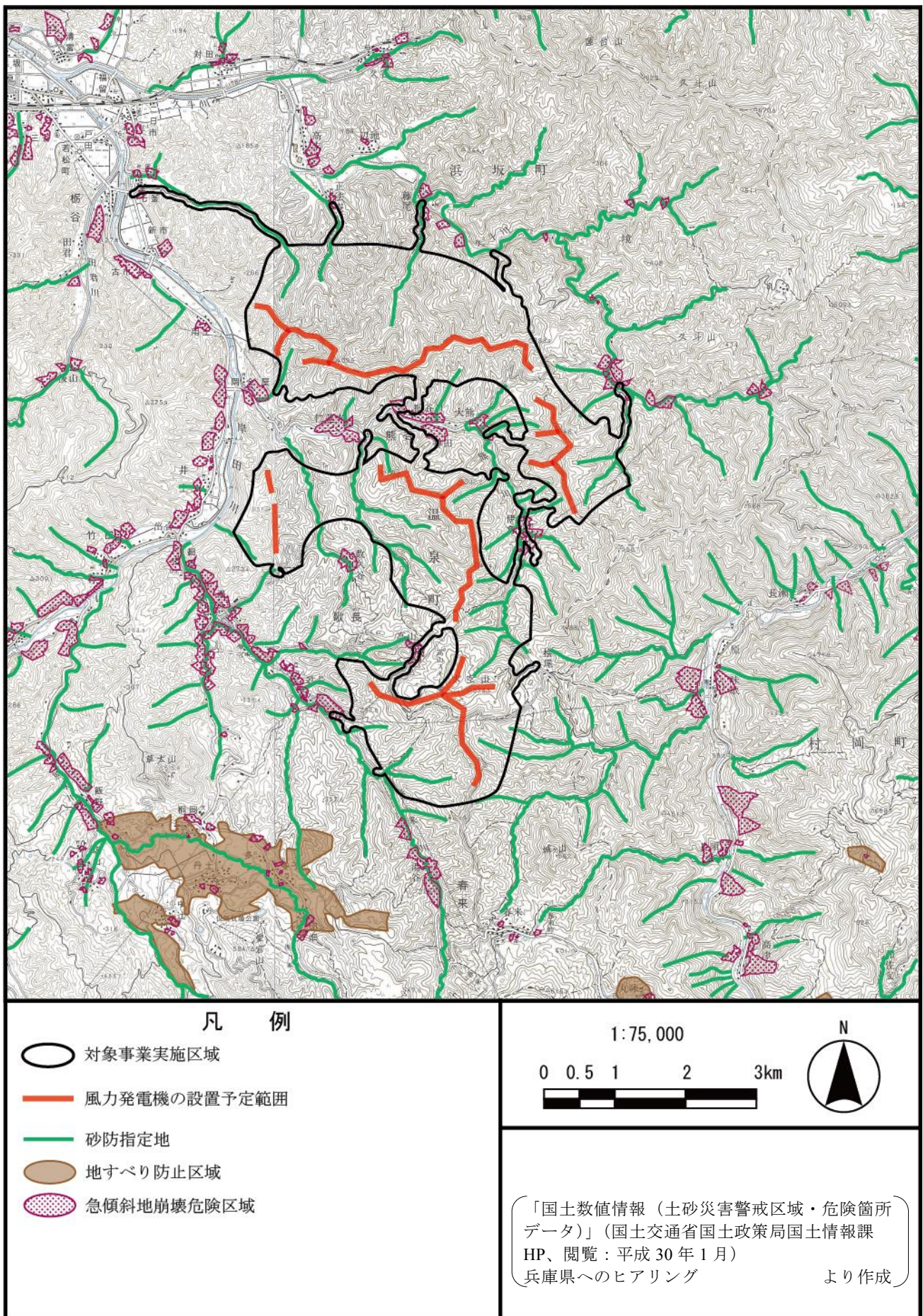
対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：平成 29 年 5 月 19 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は第 3.2-20 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域及びが存在している。



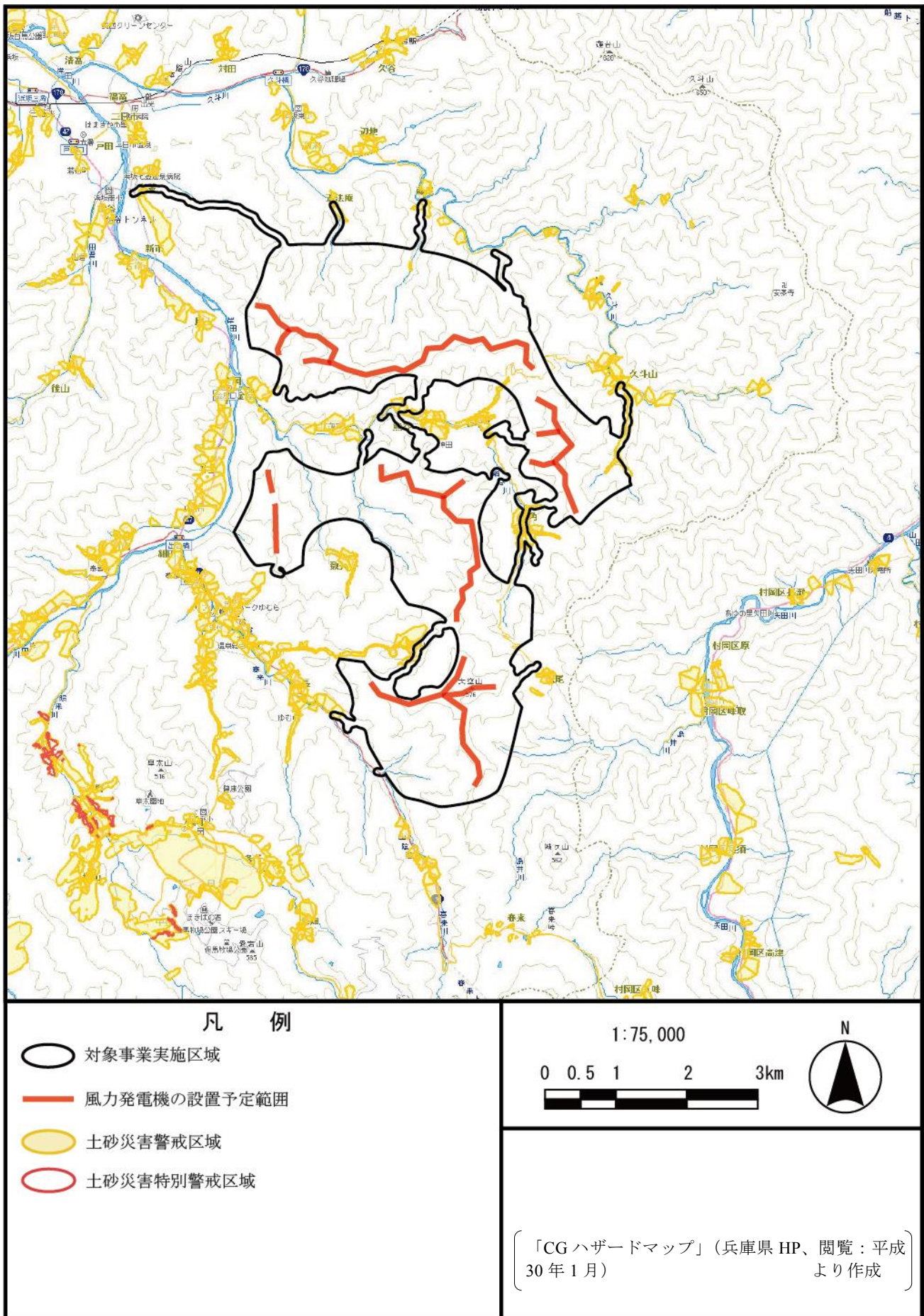
第 3.2-17 図 保安林の指定状況



第 3.2-18 図 山地災害危険地区



第 3.2-19 図 砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域



第 3.2-20 図 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると第 3.2-44 表のとおりである。

第 3.2-44 表 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			新温泉町	香美町	対象事業 実施区域 及び その周囲	対象事業 実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	×	×	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	○	×
		公害防止計画	×	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	×
	振動規制法	規制地域	○	○	○	×
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	×	×
	土壤汚染対策法	指定区域	×	○	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律		×	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	○	○	×	×
		国定公園	○	○	○	×
		県立自然公園	○	○	○	○
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	○	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	×	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○*	○*	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. 水質汚濁防止法の指定地域とは、水質汚濁法施行令第 4 条の 2、別表第 2 に掲げる区域のことで、汚濁負荷量の総量規制がかかっている地域のことである。

3. 「*」は、所在地が兵庫県下一円（地域を定めず指定したもの）の種のみ指定があることを示す。